

平成 20 年度 第 21 回 定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 21 年 3 月 4 日 (水) 午後 2 時  
場 所 八王子市役所 6 階 601 会議室

## 第 2 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 1 年 3 月 4 日 ( 水 ) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 6 階 6 0 1 会議室

### 3 会議に付すべき事件

第 1 第 5 4 号議案 八王子市立学校教職員の措置について

第 2 第 5 5 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

### 4 報告事項

- ・小中一貫校の開校について ( 指導室 )
- ・八王子市立学校における学校評価の実施指針について ( 指導室 )
- ・平成 2 0 年度市学力定着度調査結果の分析について ( 指導室 )

## 第 2 1 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 2 1 年 3 月 4 日 ( 水 ) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 6 階 6 0 1 会議室

### 3 会議に付すべき事件

第 1 第 5 6 号議案 八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定について

第 2 第 5 7 号議案 平成 2 1 年度統括校長を設置する学校の指定について

### 4 協議事項

- ・学校運営協議会の設置する「地域運営学校」について

## 5 報告事項

- ・「地域運営学校」の発表会について

(教育総務課)

---

### 八王子市教育委員会

#### 出席委員(5名)

委員長	(1番)	小田原	榮
委員	(2番)	和田	孝
委員	(3番)	川上	剋美
委員	(4番)	水崎	知代
教育長	(5番)	石川	和昭

#### 教育委員会事務局

学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井	良昌
教育総務課長	天野	高延
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穂坂	敏明
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	野村	みゆき
学校教育部主幹 (中学校給食担当)	小松	正照
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野	千細
指導室統括指導主事	宇都宮	聡
指導室前任指導主事	山下	久也
生涯学習スポーツ部長	菊谷	文男
生涯学習スポーツ部参事 (八王子市図書館長)	坂倉	仁
生涯学習総務課長	桑原	次夫
スポーツ振興課長	遠藤	辰雄

学 習 支 援 課 長  
文 化 財 課 長  
教 育 総 務 課 主 査  
学 事 課 主 査  
指 導 室 主 査  
指 導 室 指 導 主 事

牧 野 晴 信  
渡 辺 徳 康  
山 本 信 男  
山 本 直 樹  
古 川 洋 一 郎  
草 刈 あ ず さ

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査  
教 育 総 務 課 主 任  
教 育 総 務 課 主 任

後 藤 浩 之  
佐 藤 秀 靖  
内 田 美 沙

【午後 2 時開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は 5 名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 20 年度第 21 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3 番 川上剋美委員 を指名いたします。よろしくお願ひします。

なお、本日追加日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員、異議ないものと認めます。

また、議事日程中第 54 号議案は審議内容に、個人情報が含まれるため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程に従ひまして進行いたします。

小田原委員長 まず、日程第 2、第 55 号議案「八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について」及び、追加議事日程第 1、第 56 号議案「八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定について」については、相互に関連します。一括議題に供します。

各案について、教育総務課から説明願ひします。

天野教育総務課長 それでは第 55 号議案、第 56 号議案につきまして、山本課長補佐から御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課山本です。それでは、55 号議案と、追加議案としてお願ひをしております 56 号議案につきまして、合わせて御説明させていただきたいと思ひます。

55 号議案の後に、定例会資料ということで、A4 の資料を 1 枚お配りをしていただひます。そちらの方をごらんいただけますでしょうか。

八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則等の概要について、御説明をいたします。

1の改正理由と内容です。(1)の学校運営への学校経営計画及び学校評価の導入ということで、これは平成19年6月の学校教育法の改正により、各学校では学校評価を行うということになっております。これに基づきまして、学校運営の改善を図って、教育水準の向上に努めることと法上規定されております。

八王子市でも学校経営の中に、このPDCAのサイクルの観点から、学校経営方針を学校経営計画に改め、より具体的な取り組みを進めていくということと、それから、学校評価につきましては、ここで本格実施をするということを取り組むということに基づきまして、規則の方を改正しようとするものです。

アのところの八王子市立学校の管理運営に関する規則のところ、目次のところ、これに節を一つ、加えます。それから、学校評議員の職務規定(第13条の5)のところですが、こちらの方も、改めて学校経営計画という言葉を入れるとともに、学校評価につきましては、法上、学校で行うということになっておりますので、従前、学校評価を行うものとするところを、意見を述べるものとするというふうに改めております。

それから、(ウ)のところは規定整備です。節が一つ入りますので、従前の節を一つずつ繰り下げるという改正になります。それから、(イ)ですけれども、これは管理運営の規則ではありませんけれども、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、この9条の1項1号の中にも同じように、学校経営方針という言葉が入っておりますので、こちらの方も同じく学校経営計画に改めるものです。

それから、(2)小中一貫校の呼称です。これは、管理運営に関する規則の27条の2として、新たに小中一貫校の呼称として「みなみ野小学校」「みなみ野中学校」を小中一貫校として呼ぶ場合には、「八王子市立みなみ野小・中学校」という名称で称しますということの一文を入れるという改正になります。

それから、(3)ですけれども、実は、学校教育法の改正とこのことに伴いまして、学校教育法の施行令、それから、学校教育法の施行規則の改正がありました。条項の移動があったんですけれども、この改正のところを指名したものがりましたので、関連する条項をここで規定整備で改正するものでございます。

施行日につきましては、(1)と(2)につきましては、4月1日から、残りの規定整備につきましては、公布施行ということで改正をするということでございます。

説明は、以上です。

小田原委員長 ただいま、教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、何かご質問、御意見ございませんか。

非常にわかりにくかったと思いますけど、わかりましたか。

水崎委員 (1)のAの(イ)学校評議員の職務規定を改めるところなんですけど、ちょっとここ、私、今、説明でよくわからなかったんですけど、改正前はたしか学校評議員は意見を述べ、学校評価を行うものとする、こうなっていたのを、意見を述べるものとするというのに変えたのは、今、評価は学校で行うことになったからというお話あったかもしれません。ちょっとそこ、もう少し詳しく教えてもらえませんか。

山本教育総務課主査 教育総務課山本です。

説明として、学校教育法の中で、法の規定では学校評価をするのは、学校が行うという規定になっておりますので、結局、学校評議員の方が、従前と同じなんですけれども、学校評価のことをやっていただいたものを、最終的には学校が行った形になりますので。ですので、その言葉の整理をしたということで、御理解いただければと思います。

小田原委員長 それは、学校評価は法は校長が行うこと、学校が行うことになってるけども、学校評議員が評価を行うという文言を落とす理由はないんじゃないですか。意見を述べるということが、評価、評議員による評価ということになるわけですか。

天野教育総務課長 意見という部分の中で、そこは入るといって考えております。

小田原委員長 そこは、保護者としての評価を行うという、保護者の評価ということは何であえて落としたのかがわからない。意見を述べるということと、評価とは違うと思うんだけど。

これだと、保護者、あるいは評議員が評価をすることを否定する形になるのと違う。どうなんですか。

石川教育長 学校関係者評価と、外部評価とそういう関係じゃないの。

小田原委員長 そういうふうに、関係があるわけだから、そういう言い方で残すべきじゃなかったのかな。

由井学校教育部参事 今の話にありましたように、文言の整理という、一つは、学校評価というのは、学校教育法で定められて学校が行うものとしてということ、学校評価という文言はここでは使わないということに文言を整理する。そして、その学校評価のほかに学校関係者評価と第三者評価というのが、学校教育法の中で規定されているわけですから

ども、その中の評議員の方は、学校関係者評価、こちらの方に係っているのであろうと。ただ、こちらでは整理してませんけども。

小田原委員長 いや、整理してあるじゃない。つまり、後の方で、協議の方で出てくるけれども、保護者や地域住民、学校評議員等の学校関係者などにより構成された評価委員会等における自己評価の結果による評価を、学校関係者評価と呼んでるわけでしょ。そこで、学校評議員の位置づけをしておくべきじゃありませんか。

由井学校教育部参事 学校関係者評価に、学校評議員とか保護者とか入りますよね。

小田原委員長 そういう言い方で、入れるべきでは。管理運営に関する規則の中にも、入れるべきではないかというのについて、どういうふうに。

由井学校教育部参事 学校関係者評価の方は、今回ではなく、その次のステップでという考えでございますので、ここでは載せていただいているということになります。

小田原委員長 そういう言い方でどうですか。

水崎委員 ちょっとすみません、まだよく私わからないんですけど、実はこの後で出てくる学校評価の実施指針のところ、例えば5ページに、学校関係者評価のところ、学校関係者評価委員会を組織、保護者、学校評議員、学校運営協議会等とか、次の7ページのところでは学校関係者評価、保護者プラス学校評議員とこうなってるんです。

だから、わかるような気もするんですけど、ちょっとしっくりこないんですけど。

小田原委員長 今、それは室長、言ってきましたように、こっちの評価の実施指針について、これから決定していくことだから、これは、今、これから審議していく中身だから、そこで決定されたら評議員がどうかかわるかっていう部分が明らかに、方針として決まるわけだから、その時点で学校管理運営に関する規則の方に盛り込んでいく。そういう手続なんです。今回は、学校教育法に基づいて、学校評価という言葉は評議員のところを使うべきではないから、ここは削除する。

石川教育長 削除じゃなくて、学校を削除すれば、それで済むんじゃないですか。学校だけ削除して。

小田原委員長 教育総務課とか、指導室、どうですか。

どこかに評価、意見を述べ評価にかかわるとか。評価に参加するとか、そういう言い方になるのかな。どうですか。

由井学校教育部参事 先ほど、課長の方からあったように意見を述べるのに、もともと評価とかいう意味合いも含めるという形で考えていこうと思うんですけども、はっきりさせ



るために評価についての意見を述べるとか、何かやり方あるだろうなと考えますが、もとの案では、意見を述べるのに、評価も含めて意見を述べるというふうに考えています。

小田原委員長 非常に答弁としては、よろしいかと思えますけれども、評価と意見では大いに違うと思えますけど。どうしますか。

石川教育長 評価し意見を述べることはできるとしても、それでもいいのかな。

水崎委員 学校評議員は実際に評価のアンケートとか、そういうことも実際にやっているわけですね。だから、ここでこういう文句にしちゃうとそういうものはないんだなと、評価にはかかわらないんだなって、そういうような受け取り方になっちゃうだろうと思うんです。

このあと、変えていくとおっしゃるけど、変えなくたって、今ここで変えても活かせるような文句にしとけば、一回で済んじゃうんじゃないかなと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

小田原委員長 どうですか。

天野教育総務課長 評価し、意見を述べることができるものとする、できるものとするという形でよろしいですかね。

小田原委員長 心配は、これ前回にも話出たと思うんだけど、川上委員が言いたかったことの中に、救命具を飛行機より持ち出した子どもの親の話、要するに救命具の使い方は説明があったけども、これを機内から持ち出してはいけませんと書いてなかったという親の話があったでしょ。そういうふうな書いてないという話になっちゃうと、やってはいけない、あるいはやらなくてもいいんだというふうになるのは避けたいというのが、水崎委員の御指摘だと思うんですけども。

学習者というか、児童・生徒及び保護者の評価というのは、取り入れるべき内容だとすれば、評価をする、あるいは評価ができるみたいな文言は言うべきだろうというふうに思うんですけど、どうですか。

天野教育総務課長 今の意見を述べるものとするという前に、評価という、今のちょっと話ですと、「評価をし」ということを入れ込むことによって、それがその部分もはっきりするだろうという形ですので、その方向で考えていきたいと思えます。

山本教育総務課主査 学校評価自体はだれがやるんですかという問題だと思うんですけども、御指摘のところはすごくよくわかるんですけども、ここで新たに加えます13条の8の2項のところ、校長が結局そこ学校評価と書いてませんけども、校長が先ほど指導

室長の方で話をしました、自己評価と学校関係者評価と第三者評価、全部含めてそのところで評価をするというふうな意味合いで、これ評価というのを言葉としては考えています。ですので、そういうふうな考え方で13条の5の方は実は整理をしてるんですけども、今、言われてるようなことで明確にということであれば、言われたような評価という言葉は残すということでも構わないかと思います。

小田原委員長 学校評価についてその後の協議を、十分やらないと今の話っていうのは、決定できない部分になるかもしれませんが、学校評価という概念を自己評価だけじゃなくて、関係者評価と外部評価を含めて、三者一体で学校評価というふうにするということが前提であるとすれば、13条の8の第2項のところ、8項の2か、13条の8の2項のところ言うとしても、それで十分だというふうに教育総務課は言うわけだけでも、評議員のところをそこを言っておかないといけないんじゃないですか。それにしても。どうですか。

私が心配するのは、後でここでも出てくるんだけど、児童・生徒の評価及び保護者の評価というのは、現在どうであるかという、極めて虐げられているというか、ネグレクトされているというふうに私は思うんです。そういう中で、さらに推進しなければならないというふうに考える立場から言えば、ここは絶対落としてはならないというふうに思います。教育委員会の立場としては。

その方向で考えていただけるか、どうか。

山本教育総務課主査 そのときに、今、現行学校評価という言葉を使っているんですけども、評価という言葉をとりあえず残せばよろしいですか。

小田原委員長 あえて言えば、学校関係者評価にかかわるということだと思います。あえていえばね。学校評議員の役割を述べているわけだから、ここは、重要な部分だろうという、評議員の。ただ、評議員がいない場合の学校はこれからできてくるわけだから、それまでどうするかという問題ありますけれど。いかがですか。じゃあ、そういう方向でということ、よろしゅうございますか。

そのほかの御意見はありますか。

和田委員 質問になるんですけども、新たに第3節第13条8が入りましたよね、現時点における学校長の経営方針の公表の状況というのは、一体どういうふうになってるのかというのをお聞きしたい。

それから、もう一点は、今度は経営計画を作成させて、それを公表させる形になります

よね。その形式であるとか、中身については何か様式のようなものを考えてらっしゃるのか、あるいは学校の校長が独自に考えてよろしいものなのか、その辺はいかがですか。

由井学校教育部参事 学校経営計画の様式に関しましては、この後に出てまいります、ひな形と幾つか示して、現段階ではかちっと一つでという形でひな形として示して、その中から合うものを御自身でお考えいただきたくらいということで、計画の方は様式を整えております。かちっとした様式でひな形を出しているということでございます。

それから、学校経営方針の公表状況ですけれども、今現在、確実にどこが公表しているということではとっておりません。ただ、回ってきます学校だよりについては、前にも言いましたホームページの中に出ている情報等によりますと、経営方針の一部については公表されている学校が多いということは認識しております。

以上です。

和田委員 そうすると、今まで、方針について、きちっとした形で公表をしなければいけないという規定がなかったので、必ずしもその状況を把握していないということですよ。

今度は、この内容が入ることによって、公表をさせていくという方向でよろしいんですね。全校が、公表していくということで。

由井学校教育部参事 全校が学校経営計画を公表していく、ホームページあるいは学校だより等で、公表していくということで。

石川教育長 それは決められてるんじゃない。

小田原委員長 ちょっと整理したいんですけども、従来なら学校経営方針は各学校長は年度当初に策定して、それを全教職員に周知するということがあったわけですよ。

それに、今度は学校経営計画というのが出てきたわけですよ。その方針と計画との関係を、まず、説明してほしいこと。計画ができれば、方針は要らないじゃないかというふうに思われるわけ。

何を今度、今の和田委員の質問について言えば、何を公表しなければいけないというふうにするのか、方針も計画も両方するのかということが出てきますよね。

それから、この間の包括外部監査で指摘されたことがありました。各学校長は、必ずしもその様式を心得ているわけではないという指摘があったわけです。それに対して、我々はどういうふうに考えないといけないか。先ほどの室長の答えは、幾つかのひな形を示すと言ったけれども、幾つかのひな形を示すことはないんじゃないか。一つ、示しておけば

いいだろうというふうにも思うんだけど、その辺含めてどういうふう考えてるのか、ちょっと整理していただけますか。

由井学校教育部参事 まず、学校経営計画と学校経営方針の違いということで申し上げますと、学校経営計画ですから、学校の理念に基づいて、どういうふうに進めていくのかという計画を持って、いつ、どういうふうに進んでいくのかということで、それがこちらでは大体おおむね3年ぐらいを目途にということは書いて示してございます。

学校経営方針は、どちらかというと、すべてではありませんけれども、今までは理念的なことが書いてあって、具体的に何をしたらいいのかということがはっきりと書かれないようなものもあったという認識でありますので、そのところが違うだろうなと思っております。

それから、ひな形、様式ということですが、まだまだ発展途上と言ったらいいんでしょうか。どういう形でやっていくのか、どれがベスト、ベターのものをつくれればいいんだろうと思っております。それを幾つか実践しながら、よいものをつくり上げていきたいと、そういうことから幾つかをお示ししたというものでございます。

以上です。

小田原委員長 現状がそういう状況だということであれば仕方がないんだけど、人事考課制度を入れた当初に、学校長は、校長は学校の経営方針を提示して、それに基づいて各教職員がそれぞれの立場での年度の目標を設定しろというふうになってたわけです。そのときに、当然というか当たり前のことであった、校長が年度当初に方針を示さないということがあり得なかったわけで。けども、そういうことやってない校長もいるということがあったから、12年の時点でその学校経営方針のひな形というのは各校種ごとに示していたはずなんです。

そして、それに基づいて、人事考課制度は平成20年ですから、もう何年もやってきたはずなのに、この間の包括外部監査ではその方針が具体的でないという指摘があったわけです。まだ、その状態なのかというのはがっかりもし、仕方がない世界かなというふうにも思ったんですけど。発展途上なんていうふうにはいけないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

由井学校教育部参事 委員長おっしゃったように、示す校長先生ばかりであれば、それは委員長の言うように思いますが、まだまだ実際問題、抽象的で、具体的にどうしたらいいかわからないようなものもあるのは事実でございます。ですから、その中でどう全体が進

んでいけるのかということ考えた場合、先ほど申し上げたような幾つかのものを、形を示しながらやっていくというのが、一番いいんだろうなということでございます。

また、いろんな自治体の状況等も見ながら、研究もしてはいたけれども、自治体によってもかなり様式が違っているというのも事実で、そのあたりも、どれが一番八王子に合ったものなのかということをつくり上げていくには、まだちょっと時間が短かったなど。これから、まだ先研究していく必要があるなというふうに考えております。

小田原委員長 ということですが。

和田委員 今、委員長の方からお話があったんですけど、教育委員会としては、各小・中学校の管理職の評価をしていますよね。そういった中で、経営方針というのは、そういう業績の評価の一番基本となるものだと思うんです。そういったものが、長年にわたって行われている中でも、不十分な状況があったということではないのでしょうか。

そうすると、これからこういった経営計画を立てるに当たっては、要するに何のためにやるかということ、もっと具体的に校長は何をしようとしているかを明確にしていく、そして、それを基にして、教育委員会にしても、地域の方にしても、その評価をきちっと行っていくために行うわけです。そうすると、今、お話のように、何かこういうことのためにやるんだから、きちっとやりなさいよと指導するときに、その様式もお任せします。あるいは、しばらく時間もおきましょうということになってきたときに、今度新しく管理運営に関する規則を変えるに当たって、何か教育委員会として強く打ち出していいものがあるんじゃないかというふうな気がしてるんです。

あるいは、逆に過去の評価を踏まえて、もう少しきちっとこういう形に変わりますよということで指導していった方がいいんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

由井学校教育部参事 今、おっしゃっていたとおりだと思います。ですからその中で、指針というものをつくって、はっきりと校長先生が学校経営を、校長がつくっていくという形で示していったら、その中で、学校評価も、何を全校で通してやるのかということも基準に掲げて、そしてそれに基づいてやってくださいという形を進めていきたいというように思っております。その中で、最終的なゴールは、様式をかちと決めて、それに基づいて全部していくのがいいのかどうかということも考えながらやっていくんだろうなというふうに思っています。

石川教育長 様式の問題じゃない、何をそこに書き込むかという話なんじゃない。必須事項

は、強調していればどんなもんだっていいんじゃないの。

由井学校教育部参事 必須事項については、指針のところにありますけれども、示させていた  
いただいているところですが、その中身の書き方について。

小田原委員長 だから、言ってることはみんなそんなに違わないと思うんだけど、室長  
が心配してるのは、よくわかるんです。一つのひな形を示すと、みんなそういうふうにな  
っちゃう。それが無難だから。それは避けたいというのが室長。だから、幾つか示してそ  
れでその学校に合ったものをつくりなさいというふうに示したいということだと思っ  
ただけども。

それは校長のレベルの問題になってくるだろうと思いますけれども、今の教育長の指摘  
のように何を入れなきゃいけないかという、その骨組、枠を決めておけばあとは校長に任  
せていいと。そこできちんとできていなければ、当然教育委員会としてここは不十分では  
ないかというふうに指導していくべきだから、そこで補わせていく。

つまり、それぞれの方針なり計画は、それぞれの学校の状況によって、バーが高くなっ  
たり低くなったりするだろうと思いますけれども、それは、学校にそれぞれ任せながら、  
もっと高くしなさいとか、それちょっと無理だからもうちょっと検討した方がいいんじ  
ゃないですかというような指導の中で、学校の特色を出させていくということでもいいじ  
ゃないですか。

一つの型を示して、それに基づいたものをつくりなさいというのは、きちんと示すべ  
きだろうと思います。それができなければ、それはそれなりの評価をやっぱり、その時点  
で行っていかねばいけないだろうというふうに思いますけど、いかがですか。

由井学校教育部参事 後ほど、指針でも出てまいりますけど、指針の20ページの下のと  
ころに学校経営計画の参考(例)ということで、目指す学校、中期的目標と方策、今年度  
の取組目標と方策、それぞれひな形をこれに沿った形で作り上げているところござい  
ますので、方針としてはこういう形で、今後、学校の方で内容は、学校経営計画につ  
いてはつくっていくということで、話をしているところです。

以上です。

小田原委員長 そうということですが。一つ、さらに気になるのは、これをつくらせる  
ということと、従来の教育課程届、これはどうなるんですか。それで、学校経営方針も  
つくりなさい。人事考課に合わせて。もう一つ、ここでこれ、三つダブることになり  
ませんか。

そうすると、校長あるいは教頭、そんなにやってられないというふうになりませんか。

由井学校教育部参事 教育課程と連動した学校経営計画、学校経営計画に連動した教育課程というふうに言っておりますので、校長会等で話をしたときには来年度の学校経営計画は、夏休みから、夏季休業日から準備して、9月の人事異動等に関するときには来年はこういうふうにあるだろうと示されるようにして、書きかえ書きかえながら教育課程を編成する前までにでき上がる、そういう一年間の流れですよという話はしているところでございます。

小田原委員長 やってられないという話はない。大丈夫ですか。

由井学校教育部参事 学校経営計画という形で、人事考課の関係を出していただくという、これは構わないことになっておりますので、改めて学校経営方針をつくり直すことはございません。計画一本でこの提出は大丈夫です。

小田原委員長 やってられないということは、校長だから言わないだろうけれども、様式を三本、全く様式違うでしょ、全くって言っちゃ怒られちゃう。様式が違うわけですよ、縦書きと横書きだったりもして、それを一つの様式にしちゃったらいかがですかと、私なんか思うわけ。ずばらな人間でありますので。

それは、三種類つくらなきゃいけないというのは、いかがなものかというふうに、私は思うんですけど。

由井学校教育部参事 三種類示しましたけど、それを参考にということですから、学校によって直してつくるということですがけれども、委員長がおっしゃっていたような、つまり、こちらで示してそれに当てはめといった方がつくるのが楽だという声は、幾つかは聞こえたことはあります。ですから、逆に言うと、もう少し考えて……。

小田原委員長 つまり、教育課程届の様式に合わせた学校経営計画にするのか、学校経営計画の方がいいとすれば、教育課程届を変えてもらうとか、なしにするとか、同じものを一つ出せば、三カ所で使えるようにするという。そういう事務の効率化、考えるべきではないかと。ただでさえ時間がない、大変だって言ってるわけですから。

由井学校教育部参事 学校経営計画と教育課程届、学校経営計画に連動した教育課程をつくることだと思いますけれども、教育課程の部分、子どもの活動、教育活動の部分ですから、経営の部分とかなり違う部分、細かく書かれている部分がありますので、全部がそうしてるといわけではないので、ですから、分けてもそれが手間がかかるというものではないというふうに考えております。

小田原委員長 そうですか。余分な私の心配だったかもしれませんが。

事務局も、一つ見れば十分だとしておけば、楽だと思っただけども、皆さん、熱心ですから、そういうことであればよろしいと思います。

ということで、ございますが。そのほか、御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 よろしいですか。じゃあ、後ほど、学校評価についてはまた協議の形で見てまいりますので、そのときにまた御意見いただくとして、それでは55号議案、56号議案につきましては、ほかに御意見もないようですので、お諮りいたしますが、御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 一カ所、学校評議員についての部分の手直しをしていただくということで、決定するというに御異議ないものと認めます。

よって、そのようにお取り計らいいただきたいと思えます。

続いて、追加議事日程の第2、第57号議案平成21年度統括校長を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について、指導室から御説明願います。

由井学校教育部参事 平成21年度統括校長を設置する学校の指定についてでございます。

詳細の方は、古川主査の方から説明させていただきます。

古川指導室主査 指導室、古川です。

平成21年度統括校長を設置する学校の指定につきまして、説明させていただきます。

統括校長につきましては、八王子市立学校の管理運営に関する規則を、平成19年8月8日に改正しております、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができるという規定を追加しております。

また、統括校長を置くことのできる学校の基準を、平成20年12月25日、こちらの方は裏面につけさせていただいておりますけれども、基準を制定いたしまして、具体的な基準を定めているところでございます。

こちらの設置基準の第3、議案関連資料の方につけてございますけれども、第3の規定に基づきまして、統括校長を置く学校の指定は別途行うという規定をしておりますので、ここで統括校長を設置する学校を、次のとおり指定したいと考えております。

具体的な学校は、2校ございまして、1校が、八王子市立みなみ野小学校。こちら、市内初めての施設一体型の小中一貫校となる予定でございますので、設置基準で言いますと、



2の(4)統括校長を豊富な経験、より高度の専門的知識等を活用して経営する必要のある学校ということで、指定を考えております。

もう1校が、八王子市立第五中学校。こちらは、市内で唯一の夜間学級を設置している学校でございますので、設置基準の第2(3)学校規模等により、管理の困難度が高い学校と考えておりますので、こちらの方を指定したいと考えております。

以上、御審議いただければと思います。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

水崎委員 学校の指定なんですけども、期限とかっていうのはあるんでしょうか。

古川指導室主査 年度ごと、一年間ごとで、その都度ということになっております。

小田原委員長 それ、どこに載ってるの。

古川指導室主査 期間は書いてございませんけども、設置の大前提として平成21年度統括校長を、各学校の指定ということになってます。

小田原委員長 年度立てというのは、どこで。その都度、諮っていくわけ。

古川指導室主査 年度ごとに、更新というんでしょうか。

小田原委員長 それは、どこで決まってるの。

石川教育長 困難度の高い学校に置くなんてのもあるわけですけども、それは、校長の配置によって、経営がよくて、改善をされた場合には、そこは統括校じゃなくなるわけで、そういうことを考えると年度ごとの指定、こういうことになるんです。

小田原委員長 それは、基準とか管理内規則で決まってるんですか。年度ごと。統括校長の設置の。

由井学校教育部参事 この条件を満たす学校が、統括校長の設置する学校ですので、来年になればまたこれが変わる可能性がある。その学校が基準に満たない可能性があるということ。

小田原委員長 年度とは、限らないんだ。この基準の2に合わなくなれば、必然的に統括校長でなくなると、そういうことになる。

ということで、よろしいですか。だから、事務局ないし我々の方からその責務なり困難度がなくなったんじゃないかという指摘がなければ、いつまでも続けし、その指摘がどちらから出れば、どこから出ればここで諮って統括校長から外される。そういうふうに理解してよろしいということですね。

水崎委員 よくわかったんですけど、そういう文句を、こういう基準のところに入れる必要  
というのはなかったんですか。

小田原委員長 これ、文言で。

由井学校教育部参事 今、申し上げたような第2の部分、そこでそういうふうに判断してい  
ただくということでございます。

小田原委員長 水崎委員が質問してるのは、統括校長を置くことができる学校について必要  
な事項を定めるということだから、そうすると、室長は第2項のところ、できる学校は  
次のとおりだと、その中でもう言ってるんだと言う。ところが、水崎委員は、できる学  
校は次のとおりとしたときに、その部分も入れなきゃいけないんじゃないかと聞いているわ  
け。

石川教育長 これ、なかなか難しいですよ。学校指定しても、そのふさわしい校長がいない  
場合が出てくるんです。そうすると、指定ができないことになっちゃうんです。学校と人  
と両方のマッチングで統括校長にしてるものですから、だから、ほかの区市で、学校とし  
ては統括校長校があるんだけど、人がいない。それで、辞退してるところもありますの  
で、しばらくは、動きがあるんだろうというふうに思います。このままずっといくという  
ふうには思えないので。とりあえずは、この要綱の中で、合致するところに置くというこ  
とで考えてます。

石垣学校教育部長 今、水崎委員の方からそのような表記というようなお話がございました  
けども、文言の中で平成21年度統括校長をする学校を下記のとおり指定するということ  
で、これ年度が書いてございますので、改めて表記する必要はないだろうと思っておいま  
す。ですから、ここに書いてある内容からしますと、年度ごとに指定をしていかなきゃな  
らないということになります。

小田原委員長 議案の提示の仕方でもって判断すると、そういう言い方ね。水崎委員が言っ  
てるのは、それでできるのかということなんだけど、よろしいですか。基準の方で言わな  
くてもいいのかということ言ってるんです。議案のその都度やって、また、来年もそう  
いうことをやらなきゃいけないということになる。人もいるから、教育長の説明だと、人  
の問題もあるからということですから、年度ごとにやるしかないのかなということですね。

これ、異動した場合にほかの学区から、統括校長が来て、どこに行くかということでま  
たやらなきゃいけない、つくらなきゃいけないということも起こり得るわけですよ。あ  
るいは、いなかったら統括校長候補を外すということにもなる。いろんなバリエーション

を考えておかなきゃいけないということだな。

これ、聞き漏らしたのかもしれませんが、前回、前にあったときに、手当は普通の校長より上がるんですけど。

由井学校教育部参事 上がります。

和田委員 みなみ野小学校の校長が、統括校長ということになります。そうすると、みなみ野小中学校の中で、中学校の校長と小学校の校長の職の位置づけが異なっています。これは、小・中学校の連携を図ったときに、決定権とか、あるいは運営をする上での発言権だとか、そういうことについては影響がありますか。

由井学校教育部参事 校長二人ですので、中学校の校長が中学校の決定権とか、それに関しては持っております。ただ、小中一貫を一緒になって進めていくという上で、中心となっていくということは考えられますが、決定権とかそういうことに関しては、現在と変わらないということでございます。

和田委員 というのは、これ、学校指定をしてるわけですよ。小・中学校という、小中の一貫校をやってるわけですから、そうなってくると経営する必要がある学校という形になってくると、一方がすごい専門性が高いという評価を、学校にかかるわけですよ。高度の専門的知識を活用して、経営する必要がある学校ですよ。そうすると、学校が一つの経営を同じ、共通理解に基づいて行う中で、中学の校長を指定しないで、小学校の校長を指定しているということについては、これはどうなんでしょうね。学校の指定に対して、分かれて構わないものなんですか、別々のもので。

石川教育長 校長にも条件があるんですよ。

和田委員 校長としての条件を考えていると。

石川教育長 ちょっとその辺のところ、わかりやすく申しますと、そういう恐れがないとは言えないということで、当初、みなみ野小中学校については、校長を一人、副校長を三人というふうに考えて、都に要望を出していました。

ところが、学校教育法上は小・中学校という枠がないんです。学校教育法の1条には、小学校、中学校、中等教育学校、高校、高専、大学とこうい名称しかないんですよ。だから、それを小・中学校というものを、例えば、初等学校というような形でそこに文言が入ってくれば、校長一人の発令は可能だと。

だけど、現在のところは、特区を取るか、あるいは、教育課程特例校を取らなければ、それを1校とみなさないと、そういうことですので、本市の場合には、二つの学校、小学

校と中学校があると。ただし、二人の校長が同格にいるというのは非常にやりにくいだろうから、一人は統括校長にしてほしいと、そういう要望をしたところが、東京都がそれを認めてくれたわけで、一応、校長という格は変わらないわけですがけれども、統括の方に、経験も豊かであるし、小学校・中学校、両方の経験があるものですから、中学校の校長については、小学校を助けていただくような、そういう形になるということで、今、考えています。

今後、場合によると、特例校を取っていくというようなことも考えられますので、とりあえずは、こういう形で今年度はお願いしたいということです。

小田原委員長 私の理解は、小学校は、今の小・中学校についての区分けは教育長のお話のとおりなんだけども、みなみ野学校という公称を使いますよね。みなみ野学校という点から見た場合には、当然、統括校長が意思決定権を持つというふうに私は理解してたんです。だから、統括校長を置くということについて、全面的に賛同したいと思ってたんです。特区、あるいは、特例校を取らなかったのは、八王子全域に小中一貫教育を進めたいというふうに考えているから、あえて特区を取らなかった、あるいは特例校の方針を取らなかったというふうにも理解してるんです。

和田委員 委員長の今の理解ですと、結局、みなみ野小中学校の最終的な判断というのは、統括校長はすべきであると。

小田原委員長 すべきである。そういうふうに、私は認識しています。

和田委員 先ほどの事務局の方からの話ですと、そういうことではないという話ですよ。

小田原委員長 うるさいことを、東京都なんかは言ってくると思うんですよ。例えば、中学校としてどうだとかいうような。そのときは、中学校としての判断は、中学校長に任せるけれども、我々が小中一貫校、ここで言ってる第2の(1)と(2)のところだと思うんです。先進的かつ八王子の重点施策を実施しているみなみ野学校においては統括校長が…  
…。

和田委員 私が、先ほど確認をしたかったのもその点でして、職層が違う校長が二人いて、みなみ野小中学校を運営していくわけですよ。職層が違うわけですから、統括校長の方が上になってるわけです、上位ですよ、基本的には。そういうものが、意見や最終的な判断をする権限がないのかというそういう意味で、先ほど。要するに、影響力とかという言い方をしたんですけれども、そんなに二人の校長が仲悪いとかそういうことではないんですけど。

小田原委員長 二人、意見の衝突がある、あるいは、中学の教員が小学校の校長の言うこと  
なんか聞かないとか、言うに決まってるんですよ。だから、そうはさせませんよというの  
がこの制度だというふうに理解。決まってるなんて言っちゃいけませんか。

和田委員 最終的に、責任を取るというか、経営の最終的な判断をするのはだれかというの  
で。

由井学校教育部参事 委員長おっしゃいますように、小中という範囲の中では、最終的な結  
果、そうなるでしょうけれども、その後申し上げたリーダーシップの発揮という意味で、  
統括校長ですというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長 ということですが、そのほかいかがでしょうか。

川上委員 ちょっと私は、違うような受け取り方をするんですけど。ここは、指定は小学校  
のものですから、小学校に統括の校長先生置くというのよくわかるんです。小中、今、み  
なみ野学校っていいましたね、みなみ野小中学校のことですよ。みなみ野小中学校につ  
いても、お二方とも初めてなんじゃないですか。ということに対しては、私は職層という  
言葉が初めて聞いてわからなかったんですけど、今やっと理解できましたけど。お二人で  
初めて、小・中学校をなさるのではないかというふうに思うので、そんなに心配をしない  
ですね。新しいことを、そこでするわけですよ。なので、余りそういう心配はちょっと  
実際はしてなかったんです。ただ、経験のおありになる方たちを、そういうことは今まで  
の中でおありになるとすれば、心配というものがおありになるのかなというのが、今、初  
めてわかりました。何も心配はない、新しいことを二人で、小・中学校でおやりになる  
というふうに考えてと。お二人とも。

由井学校教育部参事 心配がないと、本当にうれしい。このみなみ野小中学校は大丈夫だと  
思いますけれども、心配がないというばかりではなくて、やはり、小中一貫のモデル校で  
すとか、小中一貫教育の研究とかしてる中では、小中の文化の違いというのは、かなりあ  
るといえるのは事実で、その中で連携がすぐに深まらなかったというのは、実際この発表の  
中でもあることです。そのうち、研究を進める中で、文化の違いを意識しながら、変わっ  
ていくというのが、学校が改善していく一つの大きな力になっていくというふうに考えま  
す。

以上です。

川上委員 そうだと思います。先に進めていくことが、一番大事なのではないかというふう

に。

水崎委員 今回はこういう形で指定しますよね。これから、この後、話が出てくると思うんですけども、さらに小中一貫校が幾つか出てきますよね。そしたら、また、こういうことも起きてくるかなと思ったときには、学校の中がうまくいけばいいのになと、正直お給料が違うというのは、大きな話かなと思いますので。じっくりってほしいなというのは、私は思うんですけども、ちょっと正直、私は心配しました。

由井学校教育部参事 この先、小中一貫校が成立して、でき上がって、その中で、統括校長、二人の校長で、一人が統括校長になることもあるでしょうし、教育長が先ほどおっしゃっていた一人校長で兼務ということもあると思います。

ですから、その中で、一人校長で兼務のときに、統括校長というのはもちろん考えていかなきゃいけないでしょうし、また、学校の規模とか、そういうものも考えていかなきゃいけないと思うんです。みなみ野小中学校は、非常に大きい、30学級の規模になりますから、それだけでも統括校長の基準に合うというふうに思うんですけど。

ですから、その中でどうリーダーシップを発揮していくかということ考えた場合、統括校長にしていくというのも、一つの道だろうなと、手だてだろうなというふうに思います。

以上です。

小田原委員長 現実が先にこういう場合進んでるんですね。法律の整備だとか、文科省なり、東京都の教育委員会なりの役人の頭の固さとかというようなものがついていけないという、これ、まさに典型的なんです。

さっき、初等学校という項があればいいって言ってたけれども、文科省は初等学校は幼・小であって、中学校は中等教育だというふうに考えてるから、そこでまたぶつかっちゃう。教育長がそういうふうに盛んに言ったって、理解を示してくれないというのがあるんです。

だから、そこを整備してもらうことと同時に、現実はやっぱり進めていくということだろうというふうに思います。いいものはどんどん進めちゃって、それで、できなければでる範囲のところまで今回みたいな措置を取ってもらいましょうというふうになる。

だから、これから恩方とか、加住地区の小中一貫校、あるいは小中一貫教育と、みなみ野とかというのは、一緒にはできないだろうと。

職員室、今、別々だと。そのうちに一緒にしてくれという話、当然出てくるでしょうか

ら、そういうときには、教育長のお話のような特例校みたいなことも考えなきゃいけないんだらうというふうに思います。

ということで、よろしいですか。

じゃあ、お諮りいたしますが、第57号議案につきましては、御提案のとおりということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、御異議ないものと認めます。

よって、第57号議案について、そのように決定することにいたしました。

次に、協議事項になります。学校運営協議会を設置する「地域運営学校」についてを議題に供します。

本件について、教育総務課から御説明願います。

天野教育総務課長 協議事項でございます。

学校運営協議会を設置する「地域運営学校」についてということで、協議事項の資料に基づきまして、町田主査から御説明いたします。

町田教育総務課主査 教育総務課、町田です。

学校運営協議会を設置する「地域運営学校」の試行実施の検証結果及び今後の方針について、御説明いたします。

お配りしてある資料をごらん願います。まず、2ページ目です。現在の地域運営学校の指定状況でございます。平成19年4月1日に東浅川小学校、第六中学校、宮上中学校の3校を地域運営学校の指定しております。

また、平成20年4月1日には、陶鎔小学校、浅川小学校、元八王子中学校、城山中学校を指定し、あわせて7校で、地域、住民、保護者等の学校運営への参画を通じて、一層地域に開かれ、信頼される学校づくりに取り組んでおります。

続きまして、3ページ目をごらん願いたいと思います。平成18年11月22日に教育委員会で決定いただいております、地域運営学校の試行実施に基づきまして、平成19年と本年度、平成20年度に試行実施いたしております検証事項の結果は、次の4ページのとおりでございます。

まず、学校活性化の効果でございますが、目指す児童像・生徒像、及び学校像を作成し、また望む教師像を作成したことや、学校運営協議会にて教職員が案件の説明をすることなどを通じて、教職員の意識向上につながっております。

また、地域・家庭との連携強化の効果であります。学校運営協議会委員に地域の団体の代表も入っていることにより、地域活動と連携協力体制が強まっております。

また、家庭学習の手引きを作成するなど、具体的な取り組みに着手しております。

続きまして、学校運営協議会と学校評議員制度との関連ですが、学校運営協議会を報告・協議・意思決定の場とし、学校評議員を学校の取り組みに対する意見聴取の場とするなど、役割・機能を分ける試みをしております。

また、外部評価との関連ですが、学校運営協議会委員が授業を参観し、教職員や保護者との懇談などをした上で、学校の自己評価結果に対して、学校関係者評価を実施しております。

次、他の既存関係団体との関係及び連携でございますが、関係団体と連携を図れる方を学校運営協議会委員とすることにより、学校運営協議会と関係団体との情報の共有が進み、地域からの協力が得られております。その他といたしましては、小・中学校の連携の必要性が高まり、地域運営学校の学区内の小学校、中学校に新たに学校運営協議会が設置されることとなりました。

続きまして、5ページをごらん願いたいと思います。学校評議員制度との関係の結果でございますが、学校運営協議会を設置した学校においても、試行中は学校評議員を継続設置した上で、検証いたしております。学校運営協議会と学校評議員はその趣旨が類似しておりますので、地域運営学校では学校評議員を学校関係者評価にかかわるなどと位置づけておりますが、学校運営協議会の評価部会との活動も可能であります。

また、活用方法を工夫している学校等もありますので、学校運営協議会を設置した学校においては、校長の申し出により学校評議を行わないこともできる規定としたい考えであります。

続きまして、6ページをごらん願いたいと思います。学校運営協議会設置による成果でございますが、まず、家庭、地域の支援といたしまして、学校運営協議会は学校の現状や課題を理解した上で、学校側の要望どおり対応するため、学校を支える活動が盛んに行われるようになってまいりました。

また、目指す児童像・生徒像や、学校像を定め、その実現のために目的を共有するようになったことで、地域の支援が広がっております。学校、家庭、地域が役割を理解するとともに、みずからかかわる思いが広まりつつあります。

次に、教職員の意識といたしまして、地域と学校が交流する機会がふえることにより、



保護者、地域の住民に対する説明責任を求められることになり、教職員にある程度の緊張感をもたらしております。

また、学校運営協議会委員と教職員の関係といたしましては、学校運営協議会に部会を設置するなど委員が教職員とともに活動した上で、意見を述べ、評価を行うことから、教職員もその内容を受けとめることに抵抗が少なくなったとの声があります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。地域運営学校の課題でございます。まず、予算関係といたしまして、学校運営協議会で提案されたことを実現する予算や、学校運営協議会を発展させる活動には、現状の学校配分予算内での執行では困難な部分もございます。

また、学校運営協議会の事務局といたしまして、多くは副校長や主幹教諭が担当しておりますが、議事資料の作成、開催通知、出欠の確認、進行の打ち合わせ、議事録の作成、学校運営協議会だよりの作成など負担は小さくはございません。

また、部会などの設置による活性化といたしまして、学校運営協議会のみ活動には、教職員とのコミュニケーションを図ることが難しいことなどもございますので、部会など設置し活用を図る必要がございます。

情報提供の必要性といたしまして、学校運営協議会の活動が地域に十分に理解される状況とは、必ずしも言えません。また、学校運営協議会の傍聴者も少ない状況から、情報提供が必要とされています。

次に、小・中学校での学校運営協議会といたしましては、小・中学校の連携の必要性が高まり、隣接する小学校、中学校に学校運営協議会が設置される運びとなりました。小中一貫教育との関係も含め、小・中学校での学校運営協議会の具体的な運営方法や委員について検討していく必要がございます。

最後に8ページの今後の方針でございますが、地域運営学校について、2年間の試行による成果を踏まえまして、地域運営学校を本格実施することとし、学校の実態や地域の要望をとらえて、拡大を図ってまいる次第です。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの説明は以上ですけれども、何か御質疑、御意見はございませんか。

協議事項というけど、何を協議するか、明確に提示されなかったんですけれども。

天野教育総務課長 これにつきましては、今、検証事項という話を、これが課題でございま

した。こういったものを含めて、最後のところの今後の方針のところでございます。今まで試行実施と言っていた部分を、こういった経過を、試行を受けて、本格実施をしていくというようなことでの協議事項という部分でございます。

小田原委員長 副題が物すごく大きい部分だから、今後の方針がいっぱいあると思うから、そういう部分だということ。これについていかがかということなんですね。

水崎委員 大きなところは、二つ、三つかなと思うんですけど、あと細かいところで、皆さんから御意見欲しいなというのも幾つか考えてきたんですけど、今、八王子、小中一貫教育を進めていると思うんですけども、21年度応募してきた、その学校名を見ると、例えば、陵南中と東浅川小とか、宮上中と宮上小、下柚木小、例えば、中山小は今度応募しましたけど、もしかしたらまた、何年後かに中山中が出てきたりとか、これからそういうケースがふえてくると思うんです。そこは、今ここで、少し取り決めするものがあるんだったらしとかなくはないのかなというのを、私は考えるんです。

それで、例えば、一番は、構成の、委員の方かなと思うんです。だれを委員にするかというところが、しっかり取り決めはしておいてもいいのかなと。一応、10人ということで今はやっていますけども、例えば、一人の人が数校を兼務するって、それは私は避けた方がいいのかなと。中学校経営とか、教育課程とか、それぞれ学校にありますし、学校を指定するという事になってると思うんです。地域運営学校として。そうやってきたときに、一つの学校で、委員も、きちんと10人程度つけて、一つの学校運営協議会ということにして、例えば、1中2小とか1中1小とかだったら、それぞれの学校の委員が集まって、一緒にまた協議をする、また一つ協議会をつくるとか。そういうふうにして、一人が三つぐらいの学校を兼務するというのは、ちょっと偏るんじゃないかなという気がしたんです。

だから、そこら辺はしっかりやっという方がいいのかなと思うんですけど、それが一つです。まず、そこで御意見をもらえればと。

石川教育長 偏るって、何が偏ってますか。

水崎委員 例えば、私、青少対の会長やってたり、主任児童委員やってたり、そういう経験があったもので、何となく自分の立場に置きかえて考えたんです。そうすると、自分の地区だと1中3小というのが青少対の組織なんです。そのときに、役としてかかわっちゃうと四つの学校にかかわるじゃないですか。そういう兼務というのは、避けた方がいいんじゃないかなと思ったんです。

例えば、主任児童委員も、担当の学校を持っているんですけども、私は2中2小の四

つの学校を担当してたんです。そういう役をやってるといっぱい情報も持ってるし、お役に立てることも多いのじゃないかなと思うので、声が掛かることは多いかと思うんです。そのときに、兼務にしちゃうとそれこそ手も回らないし、忙しいと学校に足運ぶ回数も減らし、そういうときに、やっぱり一つの学校には一つの協議会として、委員を10名なら10名置いて、それが、例えば私のところだったら1中3小、四つの協議会が一同に会す場をつくる。そこで、連携を取っていくという、そういうやり方をした方がいいんじゃないかなと、私は思ったんです。

例えば、自分が青少対の会長だから、四つの学校に委員として入るとか、主任児童委員もやってるから四つの学校に入るとか、そういうような余り広く学校を持っちゃおうと、なかなか手も回らないし、そこまでできないだろう、力もそこまで発揮はできないだろうと思うので、そういう意味で一つの学校単位で、委員はきちんと決めて、そしてあとは小中一貫教育やってるんだったら、それが協議する機関を一つ設けて定期的にやっていくとか、そういうふうにした方が地域にも広がるし、保護者にも理解がもらえるし、広がるし、この制度は生きた形になるのかなと、私はそういうふうに考えたんですけど。

すみません、ちょっと説明が下手かもしれないですけど。

小田原委員長 質問だけど、手が回らないとか、力が足りないと水崎委員は言うわけだ。御謙遜だと思うけれども、それは個人的な問題であって、本人が力もあります、手も回りまると言ったら、それもだめだなんて言うことは言えないんじゃないですか。

水崎委員 そこは……。

小田原委員長 今、偏るって言われたけれども、その人が1中3小に行けば、その人の意見が1中3小にいっちゃうということを偏るというわけ。

水崎委員 それも、心配はあります。

小田原委員長 10分の1の話だから、その4校とそれぞれにおける10分の1なんだから、偏るといふことにはならないかもしれません。

水崎委員 10分の1。

小田原委員長 10人のうちの一人の話なんだから。4校に行ったとしても、偏るといふのがよくわからないんですけど。

水崎委員 例えば、10人のうちの一人だったら、大丈夫かもしれないんですけど、10人のうちの何人かになっちゃったときは。

小田原委員長 一人だけだったら、構わないでしょ。

水崎委員 例えば、地域の有力者だったら、かなり広い地域のことにかかわってませんか。

小田原委員長 だから、4校の中だけの話でしょ、有力者の一人が。

水崎委員 例えば、実は、三鷹の学校運営協議会のホームページで、ちょっと調べたんですけど、あそこはそれぞれ学校運営協議会があって、その協議機関としてコミュニティスクール委員会をつくってると思うんです。だから、ああいうふうにやった方が、私はいいいのかなと思ったんですけど。

小田原委員長 だから、それと変わらない、同じにするかどうかは別にして、一人が兼ねちゃいけないという話とはならないんじゃないの。

水崎委員 いけないと、そこまで言ってないですけど。

小田原委員長 逆に言うと、小中一貫であれば、小学校と中学校に行ったらいいんじゃないですか。小中一貫を考える学校であれば、今ですよ、途上の中で。

あるいは、統廃合を考えたら、三小にいったっていいんじゃないですか、その人は一人で。むしろ、そういうふうにした方がいいだろうということは、言えるわけです。

水崎委員 それも確かに委員長がおっしゃったとおりだと思いますけど。

小田原委員長 だから、一人が兼ねちゃいけないという制限は、加えるという必要はないだろう。

水崎委員 いけないというそこまでの表現をしてはいけないのかもしれないですけど、でも、地域にはそういう人が、保護者も含めてですけど、一人でも多くかかわった方が、広がるんじゃないかなって思ったんです。

決して、かかわっちゃいけないという、そういう発想じゃなくて、地域とか、保護者もいい人材いっぱいあると思うんですよ。なかなかそういうのを避けて通ってる方も多いので、私は人材は探せば結構あると思うんですよ。

小田原委員長 言ってるのはそういう、たくさんの人がやればいいという話なんだろうけど、ということは、一人が二つ兼ねちゃいけませんというわけでしょ、言わなかったら、そういう話になってこないわけです。

水崎委員 決めなきゃなっちゃうかもしれない。

小田原委員長 そんなのは学校に任せりゃいい話だと、僕は思いますけれど。学校のやりたような形に任せるべきだというふうな。

水崎委員 その判断もということですか。

小田原委員長 皆さんの話じゃなくて、こっちの方で話して。

天野教育総務課長 協議ですから、それでいいと思います。

石川教育長 私は、当面は1校に一つの学校運営協議会であればいいと思ってるんです。けれども、将来的には、一貫教育を進めていく上では、例えば2小1中だったら、2小1中一つの運営協議会で運用していくことの方が、むしろ、効果があるんじゃないかなということも考えられるんです。

そういうふうなことも考えて、できるだけ今、試行ということでやってきましたけれども、いろんなことが試行が本格実施になってくると出てくると思うんです。それがいいところも、とっていかなきゃいけないんだろうと思う。あんまり、かちっつ枠をはめない方がいいかなというふうに思ってます。

それじゃなくても、今、選択制の問題と、地域運営学校の問題とで、矛盾するという市民の声が聞かれるというようなことを、水崎委員も言うわけです。私なんか、全然、矛盾を感じてないんだけど、むしろ、そういう委員たちが2小1中の地域の中で、そういったことを踏まえて活動しているというのであれば、むしろ地域にとっても、地域の考え方というのを変えてもらえるんじゃないかとそんな期待があります。あんまり、地域を限定的に考えていくと、これは詰んでしまうと思います。ですから、地域をもうちょっと広く考えないとなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思ってます。

そのためにも、2小1中を将来的には一つの学校運営協議会で運営していくと、そんなことも私は方策としてはいいのかなというふうに思ってます。

小田原委員長 学校運営協議会というふうに位置づける上に、そういうふうな地域運営学校ということがある。そこで、さらにここでは片仮名使ってませんけれども、コミュニティスクールということもあって。前回、前々回かな、コミュニティっていうのは何だという話がありました。コミュニティということを考えたら、地域というのがうんと小さな話になっちゃうんです。遠くの話になっちゃう。この辺なかなか、僕はよくわかりませんが。

このずっと以前の話なんだけれども、さっきの協議会、学年としてやったら地域が壊れちゃったという話。僕は、乱暴なこと言ったんですけども、それで壊れる地域だったら壊れたって構わないんじゃないかということをしたことがあるんですよ。そんな地域だったら。学校選択制によって地域が壊れるような地域だったら、地域じゃないと僕は思うわけ。

逆に言うと、地域がもし学校を心配するんであるならば、それなりの地域の動きという

のは、当然あり得る、起こるべくして起こってくるものだろうと思ってますので、心配はしてません。僕は、その点で教育長とそんなに変わらない考え方です。それは、別の話だから、別というか話がそれちゃう心配がありますから、ここで言った今、いろんな形、学校に任せといて制限はあんまりしないでいきたいというふうに思います。まず1点。

水崎委員 それに関係して、例えば、10人という人数がこれでいいのか、10人以内ってたしかなくてと思うんです。それでいいのか。評議員のときも、10人以内となつたのを、10人程度と変えた記憶があるんですけども、これも10人程度と変えて、多少1名、2名とか、ふえることがあっても、いい人材とかいい協力者がいれば必要だったら、10人程度とかにしとくと少し融通がきくかなということも考えました。

天野教育総務課長 10名以内ということで、今、設定、設置してある部分ですけれども、これは設定当時のところも議論があったと思いますけれども、実際にどの程度がいいのかということだと思います。そこで、今の状況としては、余り多いといろんなことでまとまりがつかなくなる。それから、少なくとも御意見がいただけなるという中で、10名を設定したというようなことだろうと思っております。そこで、検証の中でも、この人数については、多い少ないという部分はたしか出てきてないという状況があると思います。そこで、この現状の規則の現状を継続していきたいというような、今の考え方ではあります。

小田原委員長 10人程度でいけませんかという話がある。

石垣学校教育部長 そういう話であれば、逆に言えば8人程度ということで、10人までという話で。8人程度という言葉は使えると思いますけども、人数としては余り多くないので、余り多くない方がいいだろうということで、人数の切り方を10人までということで決めたくて。だから、程度という言葉を使うのであれば、8人程度ということで、10人ぐらいと定義したという話になっちゃうのかなという気がしますので。

水崎委員 実は私、今年度、学校運営協議会の傍聴に、できるだけ行けるときは行ったんです。やはり、皆さん忙しい委員の方も多くて、人数が少ないこともあるんです。たしか規則で過半数になってないと成立しないとか、開催できないとかあったかなとは思いますが、それがぎりぎりだというときもあったかなという記憶があるんです。

だからって、多くしていいのか悪いのかというと、また別の問題かもしれませんが、そこら辺あともう一人、あの人が出たなといったときに、ここで切らなきゃなってるのではなくて、10人程度、そういう弾力的に設定してもいいのかなと思ったんですけど。

別に特に意見は出てきてなかったですけど、何で10人にしたのかなっていう、学校評

議員の10人と数字を合わせたのか、どうかなど。私そのときいないんで、わからないんですけど。

町田教育総務課主査 よろしいでしょうか。教育総務課、町田です。

評議員の人数経過に関しましては、当初10人以下になりましたけれども、学校長の方から、選定するのに時間がかかると。一学期中に開催することも困難な状況がかなりあったものですから、10人程度として選定の時期を少しでも早めようとした趣旨であります。

ですので、学校評議員さんの10人程度という話とは基本的には違う話だと思います。

小田原委員長 違う話。

町田教育総務課主査 同じ話にはならないと。

水崎委員 10という数字は、特に関係ないんですね。

町田教育総務課主査 10人ということの話の中では、評議員さんが10人だから10人という話ではございません。

小田原委員長 違う。

石垣学校教育部長 水崎委員のお話は、恐らくいろんな方がたくさんできればそういう部分にかかわった方がいいだろうと、ほかの、前の御質問の中でもありましたから、そういう趣旨は私ども、理解はしてます。

ただ、今の中で、さほど各学校の中で、7校ぐらいやってる中では出てきておりませんので、そこら辺のところは、もしそういう意見が今後出てくるようであれば、検討課題の一つになるのかなと思ってます。

今のところ、この10人以内ということの中で決めさせていただいて、十分に活動できてるのかなと思っておりますので、これでいきたいということでございます。

小田原委員長 今のやりとり聞いてると、4ページの、ここが気になるんだよね。この学校運営協議会を報告・協議・意思決定の場とする。意思決定の場とするというのが、何なのかわからないんですが、学校評議員を学校の取り組みに対する意見聴取の場とする、こういうふうにする分け、役割・機能を分ける試みをしたということなんだよね。これ、よかったということなのか、悪かったということなのか、わからないんだけど、よかったってことなのか。

天野教育総務課長 そうですね。

小田原委員長 よかったってことなのね。そうすると、このところで、こういうことだからだから10人以内の方がいいんだとそういうふうになるのだろうと思うんです。こうい

うことであれば。そういうことじゃないんですか。そういうこととも違う。

天野教育総務課長 人数について、特にこの10人でどうだということでの直接的な御意見というのはなかったんですけど、今、委員長のお話のように、こういった部分も十分な配慮という形になるかと思ってます。ですから、その中で10名という部分もいいと、それで進めていこうという考え方になるかと思ってます。

小田原委員長 これ、12とか13になっちゃったら、やっぱりこういうところでの進行が難しいというようなことも考えられるわけではない。

天野教育総務課長 そういうことではないかなと思います。

石垣学校教育部長 ちょっといいですか。先ほど、今のお話と関連するんじゃないかなという部分、7ページちょっとごらんいただきたいんですけど、6の課題がございます。(3)部会などの設置による活性化というのがあるんです。もし、そういう部分で見当が違っているかもしれませんが、運営協議会の部分での活動をもっと広げていきたいということであれば、部会を設置して、その中に部会員ということで、運営協議会を手伝う方々が入って活動していくという形で、十分補えると私は思っているところがございます。

石川教育長 この間の報告会の中では、拡大運営協議会というのを設置して、年間に何回かやったというような報告もありましたから、いろんな方法があると思います。

ただ、10人と、私は聞く必要はないと思います。さっき、事務局からは、評議員のときは違うというけども、評議員のときも校長連絡会の中で、どうしてもこの人を入れると11人になっちゃうんで、何とか考えてくれって言われたことがあるんです。それがきっかけになって、10人程度という表現にしたと思いますので、10人程度にしたら、15人も16人も選ぶということはないと思いますので、私は、「程度」でも全然構わないなと思ってますけれども。

小田原委員長 いかがですか。「程度」を入れる。以内と限定することはない。これも、学校に任せていいんじゃないか。どうする。

天野教育総務課長 きょうは、協議という部分で、試行の結果という部分ですから、その中で、御意見ということで十分に反映をさせていきたいと思っております。

小田原委員長 僕は、あえて言えば、本格実施というふうに言ってるけれども、本格実施する学校が出てくるということなんだよね。

石川教育長 そういうことです。

小田原委員長 まだね。まだ、これから試行はほかのところは続いていくわけです。という



ことであれば、「以内」という方にした方が、やりやすいという話があれば、「以内」とすべきです。

そうじゃなくて、僕が10人にこだわるのは、意思決定というふうに言ってる部分考えたら、10人を超えたら非常にやりにくいと。一人が決めるわけじゃない、10人で決めてくということは、非常に大変なことなんだと、私は思うわけ。そうでないならば、「10人程度」いうので僕は構わない。どちらかで。

和田委員 どこでどう発言していいか、わからないんですけど、私自身もそういう地域運営学校という、学校運営協議会の設置に向けて、学校経営した立場もありますし、それから、地域、市全体がそういう取り組んでいる地域にいたということもある中で、先ほど教育長が言われたように、将来像をどう考えてるのかというあたりを持っていないと、結局今の時点で、始めればいいということでもいいんですけども、やはり起こってくるということのは、小中の一貫校が起こってきたときに、やはりこの学校運営協議会が合体してきます。そういったときの人数を考えたときに、じゃあ30人が一緒になって一つの協議会をつくるのかという、そういう考え方を持つのか、あるいはそうではなくて、やはりもっと人選をして絞っていくのかということにもつながってくると思うんです。多くやっていたところは、やはり、減らしてきてるんです。10名からどんどん減らしてきて、例えば、中学1校、小学校2校でやって、30名の会議というのはまず、基本的に成り立たないということもあって、具体的には5、6名に減らしてきてるという現状があるんです。これが、一つ。

二つ目はやっぱり協議会委員の発言権というのが、かなり学校によって偏っていて、今、下手すると学識経験者が、その運営協議会の主導権を握って、それを自分の考えてるような、理想的な学校経営にもっていこうとか、地域運営学校をつくらうというような動きになっていて、学校が振り回されている状況もあるんです。

今、校長が人選を行うという立場にいるので、学校についての理解を求めながら進めて、人選をしてきているんだろうと思うんですけども、そうなってくると三つの学校が一緒になってくると、かなり意見を持った人間が、強い意見を持った人間が、集まってきて、なかなか意見調整ができないような状況も出て来てるんです、実際問題として。そういうこともある。

それから、先ほどもちょっと議論になったんだけど、私はやっぱり多くの人が地域運営学校に参加してもらいたいという気持ちがあるんです。そのときに、兼務をしてい

くといったときに、発言権の強い委員がいたときに、幾つもの学校で同じような構想をしていく、考え方を打ち出していく。そうすると、本来は、その学校独自にいろんな特色があったり、考え方があって、校長の経営方針もある中で、学校運営が進められていかなければいけないのに、その人がいろんなところで意見、しかも、ここで示されているように、意思決定をしていくわけですよね、協議会は。意見を言ってるだけじゃなくて、意思決定をしていくので、意思決定の段階でそれが決められてしまうんですよね。

そういうことを考えたときに、今、どこで意見を言ったらわからないといったのは、今回の検証はあくまでも、今、進めていることをまず推進させましょうという意味での検証をしているので、私は今のこの検証をもっときちんと進めていく必要があると思うんだけど、しかし、将来的に小中一貫を考えていくのであれば、やはり、この人数にしても、人選にしても、少し、将来像を見ながら検証していかないといけないなと思ってるんです。

課題のところの3行目のところにも書いてあるように、「先進とされる他市、区も同様の課題を上げている」というふうに言ってるんだけど、こういう大まかな課題ではないはずで、もっと具体的に、相当具体的な話が出てきていると思うので、その辺思われたときに、今は、とにかくこれを推進しながら、地域運営学校というのはどういうものだろうかということを、本格実施する意味で、検証を進めていってもらいたいと思うけれども、将来像を、やっぱり考えていかないと、一回なった運営委員を辞めさせていくことになっていたり、人選を縮小していくようなことになってきたときに、さまざまなトラブルが起きている。そういうことも、やっぱり視野に入れながら考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ってるんです。

あくまでも、今の考え方というのは、今、行われていることを推進していくという意味での検証だというふうに受けとめているんですけど、そういうことでいいんでしょうか。

天野教育総務課長 今の和田委員のおっしゃるとおりで、ここで試行実施したという分については、ここにいろんな検証課題がありますけれども、これを推進していこうというような考え方、そこがメインでございました。そういった中で、そのポイントについてやっていたという状況でございます。

その中で、いろいろと、この検証の中で、きょうのお話のように協議の中で、さまざまな課題が出てくるという分については、これから毎年拡大していくというところで、これは我々の方でも検証、また検討して、こういった席上で、協議というような形で、適宜やらせていただきたいと思いますと思っております。

小田原委員長 二点目はいいですか。

水崎委員 今、和田先生がおっしゃってくださったことを、私、そのとおりだと本当に思います。例えば、先を見通すというのは、いつの時点でやるんですか。だって、もうこれ本格実施というのは、今、3校だけなんですか。ほかはまだ、試行になるんですか。全部がこの制度が、本格実施とあって、4月から始まるんじゃないかなと思って、私はすごくそれが心配で、この制度の試行期間が終わって、21年度の4月からは指定校の全部が、この制度の本格実施と始まっちゃうのかと思ったもので、かなりここでいろんな神経を使って、こういうことも起きるんじゃないか、ああいうことも起きるんじゃないかって考えて、きょう臨望じゃったんですけど。ちょっと、違いますか。

小田原委員長 そんなものだって、全部の学校で学校運営協議会ができると思ってますか。21年度からです。そんなのあるわけない。

水崎委員 じゃなくて、まだ一年目の学校あるじゃないですか。それが、今度、この4月で2年目に入りますでしょ。その学校はまだ試行校とするんですか。それとも、それも、本格実施校というんですか。

小田原委員長 だから、ここに書いてある、参考として、一番最後のページ、21年度は12校、5校あって12校にしていく。そういう話です。

だから、24年度までは、60校で約半分ができるんだという。前にもお話ししたけれども、私は、先の見通しは地域運営学校が全部の学校にできて、学校運営協議会が各地域にできるとすれば、私は教育委員会は要らないと言ってるんです。要らなくなるだろうと。僕の見通しは、そこまで。

私は、教育委員会は要らない、そういう地域運営学校に全部なればいいなあと思っています。僕がもし、学識経験者で入るんだったら、そういうふうにはリードしていくでしょう。

そういう私を、それぞれの学校の校長が地域運営学校の委員にはしないだろうと思いませんけど。

石川教育長 3校の結果を持って構成しているはずべきではないだろう。もうちょっとやっぱり材料を集めないことには完全実施とは言えない。指定のあったところは、完全実施。

小田原委員長 そういう言い方だろうね。そういう言い方に変えた方がいいと思う。今、みたいな水崎委員のような指摘が出てくるから、試行をしているところでは本格実施に入っていきます。試行から本格実施に入りますよという、そういう言い方ですよ。

石川教育長 ただ、ある時点では完全にやっていく時期は来ると思うんです。

小田原委員長 どんどん拡大していくという、そういう。

石川教育長 何年か後に。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 ちょっと今の、すみません、もう一遍。3校については、本格実施だけでも、あとはまだ検証しながら試行でやっていくということなんですか。

石川教育長 本格実施も試行もやることは同じなんですよ。本格実施に入るところっていったって、これから検証しながらやっていかなきゃいけないんですよ。最初から、こういうもんだというふうにスタートしてるわけじゃないですよ。やる上で、いろんなことを模索しながらやっていきたいと思います。最終的なねらいというのは、それぞれの学校を活性化しようという、それによって子どもたちにいい影響を与えてほしいということで始めているわけですから。試行も本格実施も、そんなにあんまり言葉にとらわれてほしくないですね。

水崎委員 よくわかります。ただ、教育委員会って、こんな言い方したら、失礼かもしれないですけど、なかなか検証っていうのをやってもらえないというそういう印象を受けたので、もうこれでやったらこの後ずっとこれでいって、検証って言ってもしてもらえないんじゃないかって。

例えば、学校選択制にしても、私はやれとかやめろとかそういうことを言ってるんじゃないで、検証をしてほしいって、いろいろ課題が出て来てるから検証してほしいと言っても、なかなかそれについてそういう場もないし、報告ももらえないし、だからこれだって、このままいっちゃったら、もうこの規則で決まって検証もしないでいっちゃうんじゃないかなって、そういう心配を私は持ったもので、それでここである程度はつきり、いろんな意見を出して、方向性決めといた方がいいんじゃないかなと思ったのが、私がいろんな細かいことを言っちゃう一つです。

石川教育長 本格実施ということであれば、指定は全校指定するんですよ、これは。だから、さっき言ったような方向で、私は考えていましたが、皆様方はどうなのか。

小田原委員長 何かありますか。

天野教育総務課長 学校が指定、学校運営協議会指定4年間ということで、地域運営学校ということでやっています。その中で、今までの状況の中では、試行という形で今まで進めていた部分、どうしてもいろいろと地域運営協議会の中で、今の生徒像だとか、いろんなやり方というものを、自分たちの協議会なりのやり方を模索して立ち上げていく部分については、時間がかかると思います。

そうした部分では、やはり本格実施という中でも、これまでの試行学校と同じような形を踏んでいくのかなというふうに思っています。

ですから、言葉として、本格実施という形が入っていくという部分がありますけれども、実際に指定された学校、指定した学校については、同様の流れがあるのかなというふうに感じているところです。

ちょっと答えにならなくて、すみませんが、そういう状況は感じてました。

石川教育長 もともと、学校に手を挙げてやってもらってやってるわけです。そういうことから考えても、この3校が試行して、それなりの結果が出たと私は思ってますけれども、その結果だけをもって、全校に完全に実施する気には考えてないですよ。これからもしかばらくは、うちはやりたいという学校を指定していくつもりではいるんですけれども、それじゃなかったら、結局、上から押しつけたところで、あんまり意味はないですよ。やっぱり、本来の改革なんていうのは、内側から、下からこう盛り上がってこなければ、あんまり意味がないことですから、できるだけ学校がやりたいというその方向はずっと保っていききたいなというふうに思っているんですけど。

小田原委員長 水崎委員が、前回もそうだったんだけど、教育委員会は検証していないというけれども、事務局そういうことについて何にも言わないから、私はあえて言うんですけども、検証していないなんてことはあり得ないんですよ。僕は、学校選択制だって検証してるんですよ。それをしてないと言うんだったら、教育委員として勉強不足ですよ、それは。必ず、年度末にとか、あるいは学校選択制の結果について、数字も出てきている言ってるわけですから、それを検証していないなんて言うんだったら、皆さんこれは怒らないといけない話だと思いますよ。皆が怒らないから、私がかわりに怒ってますけど。それで、この地域運営学校についても、例えば、三校の発表会をしてる、僕は行きません、それだって、検証の一つなんですよ。そういうことをやってるのに対して、やっていないと言われて、皆さんが黙っているというのは、僕は不思議に思いますけどね。それはいいや、もう。

これについては、今のお話のように、いいものを求めてやっていこうという話です。学校を改革していかなきゃいけないという話だったけど、今、第三の教育改革と言ってるけれども、これ第三の教育改革なんて、私はちっとも思ってないんですよ。

第一の部分はどうかって言うと、あの部分はかなり明治維新の中から始まった学生改革というのは、一つの改革と言えるかもしれないけど。

教育長の姿勢というのは、そういう点で僕は非常に尊いものだと思ってます。だから、この流れは、このような形で進めていくということについて、非常にこの形で進めていく方がいいだろうと、検証しながらやっていく一つだろうというふうに。

水崎委員 例えば、私はある程度、一つ一つについて、ここで協議もできるかなと思って臨んだんですけど、例えば、委員の任期も2年となっておりますけども、2年では長過ぎるという話をちょっと聞いたことがあるんです。もちろん、2年やらなきゃ物にはならないという意見もあると思います。でも、仮に1年そのときの状況でお願いしてなってもらったけれども、やはり委員の方の状況でなかなか参加が難しくなると、あとは、例えば、この方ならいいと思って選んだけれども、ちょっと申しわけないけど力にはなってもらえないということがあったときに、2年というのは正直長過ぎる。何かあったときに、再任ができるということで、1年ということにしてもらえれば、そのときにスムーズに委員を交代してもらうこともできると、そういうことも聞いたんですよ。それが、もちろん、いいか悪いかはわからないし、学校にもよるし、いろんな地域の方とか保護者の方の立場にもよるとは思うんですけども、そういうことは皆さんどうかと、そういうのもちょっと御意見聞こうかなと思ってこの場には臨んだんですけど、ただ、私がこうやって言うことが、例えば、それを言うと規則の改正になっちゃうと思うんです。それをするのが前提じゃないんだと、そのまましばらく続けて検証をしていくんだということであれば、こういうことを私が言うということは、必要ないのかなと思うんで、話すのはやめにしますけど、いかがなんでしょうか。

天野教育総務課長 協議の場ということで、実際にその検証の課題については、先ほど申し上げましたとおりです。ただ、これにとらわれることなく、あるいは試行をやってきた、きょうの協議の場ということですから、そういった形は出していただいて、協議をしていただければよろしいかと思います。

小田原委員長 課題としては、委員の任期ということは。

天野教育総務課長 特には。

小田原委員長 なかなか。ということです。

水崎委員 課題にならないものについては、今、ここで検証する必要はないんですよ、そういうことの受けとめなんでしょうか。

天野教育総務課長 そうということではなくて、私どもの方のこの検証という部分は、18年のときに受けました検証項目という部分を中心にやりました。

そこで、課題等につきましては、各協議会等々の中、連絡会等の中で、いただいた主な部分という形を出しているところというところでございます。

ですから、委員の方でいろいろと感じた部分については、この場で課題、またこういったことについてはどうだろうかというお話を、協議の場ということですから、お話していただければというふうに思っております。

水崎委員　じゃあ、あと一つあるんですけど、今、学校運営協議会に事務局の方とか、指導室の方とか、私は昨年度は行かなかったんですけど、今年度行ったとき、時々お会いすることもあるんですけども、1回おきぐらいに部課長さんたちが協議会と一緒に出てくださっているという話を聞いたんです。

例えば、来年度4月から、また学校数ふえますよね。そのときに、そういうことが体制としてやっていくのか、そこら辺教えてほしいんですけど。

天野教育総務課長　各学校運営協議会等、市の方向として、これをやっていくというような形で考えている部分なんで、そういう状況等については傍聴という形で、逐次という形はできませんけども、どういったことかという話、そういった状況なのかということについては、私どもについては適宜行って、状況を把握はしたいというふうには考えております。

水崎委員　適宜というのは、行けるときに行つてということでしょうか。

天野教育総務課長　特に、現状としては、先ほど2回に1回という部分がございました。来年度の状況を見て、やはりそれを考えていかなきゃいけない部分があると思いますので、ここでは、いつというようなことは言えないというふうに思います。

ただ、同じような形で学校運営協議会の方へ傍聴するような形は考えていきたいというふうに思っております。

石垣学校教育部長　部課長が、運営協議会の方に2回に1回という具体的な割合が出ましたけれども、そこに行つて傍聴するということにつきましては、私の方で指示したい事項でございます。

それは、学校運営協議会がどうこうということだけの話で行ったんじゃなくて、もちろん、学校運営協議会の進行状況も聞かなきゃいけませんけども、そういう中で各所管が関係する部分が必ずありますので、そういう部分の学校状況も当然自分の中で意識してる。

これは、例えば、教育総務課だけの事業じゃないですから、学校教育あるいは生涯学習の方も入るのかなと思いますけれども、とりあえずは、学校教育の方の部分でいろんな関係が出てきますので、そういうところはやはり平衡感覚を養っておくと、それも並行して

できるだろうということで、傍聴を、各部課長、忙しい中でございますけれども、学校行って、夜の分で、あるいは土曜日、日曜日行って、そこで聞いておこうと、それでそういう部分は部課長の内訳ありますから、こんなことになってますというようなことを、情報として逆に介して、課題は大きな課題として対応しなきゃいけないということであるならば、それは議題としていこうということで、各部課長がたまに行きましようということで、そういったことでございますので、その趣旨は今後もやっていった方がいいんだという気はしておりますけれども、何回ということを言われますと、ちょっと厳しいかなと思います。そんな趣旨で始めたことでございますので、御理解いただきたいと思います。

水崎委員 それは、お忙しい中、来ていただいているんだなということは、よくわかってますしありがたいと思ってます。実は、私がそれを気にしてるのは、例えば、規則の指導または助言というところで、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導または助言を行う。あとは、指定の取り消しのところも、運営に著しい支障が生じ、または生じる恐れがあると認められたときは、指定を取り消すこともできるとか、あとは、委員の免職のところでも、委員に適格性を欠くときは、免職をさせることができるとか。そうなるんです。

そしたら、教育委員会として、その協議会の状況を把握しておかないと、こういうことはできないのかなと思ったときに、教育委員会は学校運営協議会にどの程度管理というんですか、監督というんですか、言葉はよくわからないですけど、協議会を見てなくちゃいけないのかなって。その責任というものは、どの程度まであるのかな。ある程度お任せでいいのか、やっぱりここまでは見となくちゃいけないよというものがあるのか、そこから辺はどうなってるのかなというのが、ちょっと心配に思うんですけど。

天野教育総務課長 学校運営協議会、やはりその地域の方々が設置して、学校と設置してる部分ですので、これにつきましてはやはり自主性という部分が中心かなと思います。そうはいいまして、そういった規定があるという中で、その部分について我々の方が、管理をするだとか、やっていくという部分では、私はそれを中心ではないというふうに思っています。

ただ、その中でこういった状況だということが、実際に競技の資料等が出てくる、また、そういったお話が各委員から聞こえてくる、または、その協議会の中からそういう話が出てくるといったときに、そういった状況を見る、または聞き取りをするというような形での指導というふうに考えております。



小田原委員長 学校教育部長、それでいいですか。

石垣学校教育部長 学校運営協議会については、その趣旨にもあるとおり、そこは自主的な部分でございます。それは、校長が入って一緒にやっていく部分ですから、それをサポートする、あるいはいろんな部分で意見を言えるという部分が、ここにはございますけれども、少なくともそれは自主的な格好であるだろうと思っております。そこまでの部分では。

そういう中で、いろんな問題が出たときに、それは運営協議会から出る場合もあるでしょうし、校長から話が来る場合もあるでしょうし、その部分については、私の方は、相談に乗る、あるいは指導するという部分でそこに規定されてる部分を私の方は、対応をそのときにはしないといけないと思っているところでございます。

以上です。

小田原委員長 学校運営協議会を設置する、その設置者はだれですか。

石垣学校教育部長 設置の許可については、教育委員会でございます。

小田原委員長 責任は、だれが取るんですか。

石垣学校教育部長 それは、教育委員会でございます。

小田原委員長 明確に答えてください。責任は教育委員会が取るわけだから、当然、そういう指導・監督並びに助言も職務としてあるわけでしょ。そういうところ、明確に言ってください。ということです。

水崎委員 あと、一つだけすみません、しつこくて。

例えば、さっき和田先生が言ったようなことが、八王子でもこれから起きる場合があると考えたとき、そういうようなチェックというのは、和田先生の御経験からは、どのような形でされてる、されたというのをご存じなんですか。

和田委員 チェックというのは。

水崎委員 そういう学校があるということをご存じなんですよ。そういうのに対して、どうのように教育委員会はわかって、指導なり、助言なり、協力なんかしたんですか。

和田委員 先に行っている市などの中では、やはり同じように検証をしてるんです。検証して、2年、3年やりながら、あるいはその小中一貫校をつくっていくという中で、人数の問題とか、それからそれぞれの協議会での発言者の意向であるとか、そういったものをまとめて教育委員会が判断をして、人数の制限をかけていくと、そういうような動きになってます。

水崎委員 それ、報告書が何かで上がったのもわかるんですか。

和田委員 そうですね。それから、あと、校長からの教育委員会への報告があって、運営状況なども報告をしている中で、答えています。

水崎委員 その協議会に、話を聞きに行つてということも、そういうこともやっぱり。

和田委員 教育委員会も行っています。

水崎委員 見に行つてゐるわけなんですね。

和田委員 ですから、先ほどもちょっと例に挙げたように、幾つかの協議会が一緒になって協議会3校が一緒になって、コミュニティスクール委員会というような形で、委員会を開くと、そこでの意見対立がひどいんです。やっぱり、3校のそれぞれの協議会が、それぞれの独自の意見を持って発言しますので、しかも、委員長としての発言をするものですから、收拾がつかなくなつてきて、じゃあ方向性をどこに持っていかうかというようなことが出てくるわけなんです。

そのときにやはり、統括校長がその意見を集約しながら、教育委員会へ報告をし、改善について協議をしていくというようなことになってますし、教育委員会もそこへ行って協議会の様子を見ながら、場合によっては中で、発言をするような機会もあって、その様子を把握している、そういう状況あります。

水崎委員 ありがとうございます。よくわかりました。じゃあ、今後も、検証して、一年経ったら報告というのは、これは出してもらうことになってますよね。

天野教育総務課長 報告されることになってます。

水崎委員 この報告というのは、形式は決まってるんですか。それとも、要点だけ入ってる。そこら辺、あと一つ教えてもらって、今後、検証を、現場の検証と言つても、きれいごとじゃなくて現場で何が起きてるかって、それは見える部分、見えない部分、正直あると思うんです。そこら辺は、教育委員会としてある程度責任を持って、状況を見て行かなくちゃいけないと思うんです。

もちろん、悲観的に思つちゃいけないんで、この制度がどんどんよくなれば、そりゃあ一番うれしいことなんですけど、やはり今、和田先生がおっしゃつたようなことだつて、いつ起きるかわからないですし、ぜひそこら辺をお願いしたいと思います。

天野教育総務課長 先ほどの報告書式ですけれども、特に定めはございません。

ただ、実際にここで、こういった課題等になっているようなこと、それから今のお話、御意見があつたようなことを、その報告の様式として各学校運営協議会に状況を出していただくということは、考えていきたいと思つてます。

小田原委員長 そのほか、いかがでしょうか。

これ、協議会ということなんだけども、これは一つの報告書になってるわけですか。そうすると、私はかなり心配な部分があるんですが、例えば、7ページの(2)番に、「副校長や主幹教諭が担当しているが」、ほかの教職員が出てこないために、「負担は小さくない」という言い方があり、その(3)のところに、「すべての教職員が参加できない」というふうな話があって、6ページの(2)では、「教職員にある程度の緊張感をもたらしている」ってその言葉があるのね。

そして、さらに遡って4ページに のア、「職員会議も提案型に変えるなど教職員の意識向上につながった」これが、この脈絡がわからない。それが一点。

そして、職員会議も提案型に変わる、これは何を言ってるんですか。ここが、わからない二点。

どういうことでしょう。

由井学校教育部参事 職員会議に出る議案が、職員からの報告もあって、取り上げられて、そしてそれを企画委員会とかそういったものになるようになったということの間が略されてるのではないかなというふうに。

小田原委員長 そんなのが何で、提案型に変わるなんてなるんですか。

由井学校教育部参事 提案型に変わるというその前に。

小田原委員長 職員会議の話題よ。

由井学校教育部参事 職員会議の議題という意味だと思うのですが。

小田原委員長 議題。

由井学校教育部参事 職員会議の議題に上がるまでが、これまで従前の前例踏襲というのではなくて、そこが必要な改革、改善をして、提案していくものになっていった。

小田原委員長 ところで、職員会議についての管理運営規則はどうなってるんですか。

由井学校教育部参事 管理運営規則は、職員会議は校長が招集して、意見等を聞くものになっております。最終の決定権を……というふうになっております。

小田原委員長 そんな言い方じゃないんじゃないの。そんな言い方。

由井学校教育部参事 単に運営規則そのものの文言はちょっと。

小田原委員長 そういう言い方から言ったときに、こういう言い方になるんですか。さっきのような話に。そのところを、ちょっと、これが報告書とするならば。これ、かなり危険な表現だと思いますよ。

由井学校教育部参事 まさにそう思います。このまま出て行けば、間が抜けてるんだろうなというふうに。

小田原委員長 だから、間が抜けてるようにも見えないの、これは。答弁としては、いいですよ。そう聞きますけれども。

石垣学校教育部長 委員長、よろしいですか。

これは、某中学校のことだと私は認識しているんですけど、本来の職員会議のあり方という部分は、今、具体的には出ませんが、委員長がおっしゃるような部分のところというのは、本来的に職員会議の変貌だと私は思いますけれども。

従前どうだったかという学校の状態の中で、地域運営学校の委員たちが学力アップのためにこうやりましょうということで、やっていった。

そういう中で、教員はじゃあ我々もこういうことをやろうよと、そういうものが職員会議の中で、提案されてきたと、そういう内容と私は理解しております。そこが、そういう表現になってるということでございます。

水崎委員 ちょっと一つ、忘れてたのがあるんですけど、よくわからないので教えてほしいんですけど、学校評価というところで、例えば、地域運営学校という学校運営協議会も含めた、それについての評価というのは、どういう形になるんですか。

小田原委員長 質問がよくわからない。

水崎委員 例えば、学校運営協議会がきちんと運営していったら、それについて評価というのは、する必要というのはないんですか。それも、学校が考えることなんでしょうか。

小田原委員長 質問がわからない。

水崎委員 どなたもわかりませんか。

町田教育総務課主査 私の方がわかります。第三者評価の関係だと判断して。

小田原委員長 そんなこと言ってないんだ。もうちょっとはっきり言わないと。

水崎委員 もうちょっと、はっきりと。

小田原委員長 自分たちの自己評価ということでしょ。地域運営、よくわからない。

水崎委員 ちょっと今の、先生に。

小田原委員長 学校運営協議会自身の評価は、どうなるんですかということじゃないの。自分たちが、地域運営学校って言ってやってるけれども、それについての評価というのはどうなるんだということを言ってると思うんですよ。

水崎委員 そうそう、今のとおりです。

小田原委員長 そんなの当たり前だっていう話じゃないの。それぞれでやってくださいという。

天野教育総務課長 その学校、運営委員会、自主的な部分という部分は、それは自己の中での評価だと思いますけども、ただ、それについていろんな課題等、その報告の中で、いろんな部分について受けて、そこは我々の方ではその課題についての検討はしていく。それは評価とは、ちょっと違うかもしれませんが。そうですね、やっぱり自己の評価という形かなというふうには思います。

小田原委員長 つまり、検証という。僕まだわからないんだけど、検証というのは、P D C AのうちのチェックCの部分なんですよ。

それは、あらゆる組織、あらゆる事業について言えるものだというふうに私は思ってるんですよ。検証というのは、どこでもそういうことはやらなきゃ、自分たちの反省と言ってることと同じですよ。一日の反省、一週間の反省、一カ月の反省、年度の反省ってそれぞれにいろんなものあるだろうけれど、それによって、自分たちっていうのは前進していくはずなんだっていうふうな考え方に立てば、それが組織だとすればその組織は当然そのチェックは自ら行っているはずですよ。

そのほかにも、校長とかの報告受けたり、皆さんが行く中で、人を入れかえるとか、こうしろ、ああしろって話が出てくると思います。そこで、今度は、設置された主の評価があると。評価が当然あるから、そういうことが行われてくるだろうということです。何もなくて、材料もなくて何かやろうなんてあり得ないわけだから。質問がわからない答えをしますけれども、よろしいですか。

ほかにいかがですか。協議で先に進める中身になりましたかどうか。評価で言えば、4ページの評価もよくわからないよ。「また」って、イのところで、「また、第三者評価のみを外部評価に位置づけている」という、何を言ってるのか、ここもわからない。

報告書としては、これも何が抜けてるのかよくわからないんだけど。何を言ってるんですかね。わからないね、ここはね、「また」が。

町田教育総務課主査 昨年度、第三者評価を、国立教育政策所の事業として受けました。その中で、従来の内部評価、外部評価という関係があるんですけども、外部の者がやる評価のみを第三者評価として、学校運営協議会や学校評議を行う者を、学校関係者と位置づけたというということでもあります。

小田原委員長 だから、学校運営協議会と外部評価との関連で、どういうことを言ってるの

かということがわからない。それは、多分、そういうことを言ってるんだろうなと思うよ。思うんですけども、学校運営協議会と外部評価との関連で、イとして何を言うのか。そこがわからない。検証を行ったということは、外部評価との関連とは全く関係ないことですよ。意味のあることを言わなきゃだめだ。それこそ検証にならないですから。私が気がついたところは、そんなところですね。

和田委員 この検証を行った元データみたいな何かあるんですか。要するに、ここに出てきた文言になるまでの前段階のデータ収集とか、資料とかって、それはないんですか。それは、特にないんですか。

天野教育総務課長 各学期ごとに、各学校運営協議会の方々、学校の方々、委員会の方々が集まっていたいて、その連絡会というのをもちました。それとあとは、報告をいただいた報告書の部分、それとあとは、この間の先日行いました報告会、発表会、こういったものを、データ等を踏まえ、こういった検証結果としてまとめたという状況です。

和田委員 そうすると、この報告書というか、出ているものについては、そういうデータは特につかないんですか。そういうものを事務局の方でまとめたということでもいいですか。

天野教育総務課長 そういう形で今回はまとめました。

小田原委員長 協議だから、僕、黙ってたんですけども、この冒頭の5行を読むと、どこから持ってきた言葉なんですよ。だから、元データとなるべき何かがあると思いますよ、それは。それに沿って、うちなりのものをつくっていかうとするとこういう項目が並んできたんだろうと思います。

そして、報告書になるんだったらという、先ほど聞いたけど、報告書として、もしまとめるとするならば、データが何にもないんですよ。この何か言ってるけれども、それこそ検証としての、さっきから言われているここに出てくる元になるもの、何もなくて言う話になっちゃう。

これは、報告としては全くだめですよ、体裁なしてませんよ。もし、やるとするならばね。ただ、協議としてここで、こういうふうに本格実施すると最後の部分を言いたいということであるならば、これでいいかなというふうに。

天野教育総務課長 今回、この分は報告書という形ではなくて、今の委員長のお話のように、協議資料という形で考えた分です。ですから、今の元データという部分については、添付がなかったというようなことで、申しわけございませんでした。

小田原委員長 時間がないのかもしれないけれども、3校でやった発表の説明資料とかそう

いうものをつけるべきですよ、やるならば。報告書のエビデンス、これこれこういうのがありましたということ。

石川教育長 せっかく、この間、データ取ってまとめたのに、何でああいうのが出てこないの。当然出てくるものだと思ってた。

小田原委員長 もったいないよね。そういうのはね。

ということで、よろしゅうございますか。協議ということですので、その資料についての、これからそういうところを勉強して、出すならば自分たちの持っているものを用意して、だからこういうふうに進めますよという、こういう提出の仕方というのをやってください。

ということで、よろしゅうございますか。じゃあ、ただいまの教育総務課からの御提案については、以上の方向で進めていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて報告に入ります。

続いて、教育総務課から、御報告願います。

天野教育総務課長 今の話の中にも出てきました、2月21日に「地域運営学校」の発表会を行いました。この状況について、御報告させていただきたいと思います、町田主査から行います。

町田教育総務課主査 教育総務課の町田です。

「地域運営学校」の発表会について、御報告いたします。お配りしてあります資料をごらん願いたいと思います。

平成21年2月21日土曜日、午後1時半から教育センターにおいて、「地域運営学校」発表会を開催いたしております。

目的といたしまして、「地域運営学校」の2年間の試行の成果について、各学校運営協議会、保護者・地域住民等が認識し合って、学校運営協議会が発展するよう、また、「地域運営学校」そのものを市民に知ってもらうために、教育委員会として「地域運営学校」の施行状況を検証する上での情報収集として、試行期間として想定していた2年間の一つの区切りとするためのものがございます。

内容につきましては、平成19年度「地域運営学校」に指定された3校、東浅川小学校、第六中学校、宮上中学校の試行状況について、各学校運営協議会より、教育関係者、地域運営学校に関心のある市民に対して、発表を行った上で、日本大学文理学佐藤教授に御講評をいただいております。

来場者数は、約120名でした。受付した人数は92名でございます。アンケート調査を行いまして、回答数は55名で、受付者の92名に対する回収率は、約6割でございます。

まず、「地域運営学校」発表会に参加しての感想ですが、良かったが31名で56%、まあまあ良かったが20名で36%、合計で約9割でございます。余りよくなかったというのが1名おりまして、理由は期待が大きかったということであります。よくなかった点はなく、どちらとも言えないという方が3名おります。

次に「地域運営学校」に関する御意見でございますけども、別紙、2ページ目のとおり、さまざまいただいております。その中で、網掛けしておりますが、具体的に読み上げたいと思います。小学校において、地域運営学校の活動と、中学校においての活動はあると思いました、小・中の力を合わせて、地域運営学校の活動を行えたとき、もっとすばらしいことができるのではないかと期待いたしました。学校運営には、地域とともに協力することが大切だと思いますが、先生と一緒にやることで、よりよい学校運営ができるんだと感じました。きょうの発表を見る限り、学習面、生活面、ともに大変よい結果があらわれているのではあるから、これから全市に広げてほしい。しかし、八王子市全体は地域性が大きく違ったりするので、地域によっては運営が難しいところもあると思われる。それを行政が、どのように支援していくかが課題だと思う。のようなものがございました。

また、次に発表会に対する御意見をいただきました。これも別紙のとおりです、裏面に  
お付けしております。その中で、網掛けしておりますけれども、皆さん、楽しみながら活動されているように感じました。各校それぞれの仕組み、工夫がわかってよかった。これからの活動の中でも、地域運営学校じゃないうちの学校で、取り入れられそうな事例は積極的に試してみたいと思いました。3校とも、よく理解できた。特に第六中学校の学力向上を目標とした発表は、成果も上がっていてすばらしいと思った。また、宮上中学校の「学校相談室」の成果もすばらしいと思った。今後も継続し、さらに成果が上がればよいと思った。東浅川小学校も2年間の取り組みは、一步一步前進していることがよくわかった。というようなものでございました。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長 何か、御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 私も、その日、参加したんですけど、たしか八王子市以外の方が見えてたと思うんです。質問した人は一人だったんですけど、ほかに何名ぐらい八王子市外からも来て



たとか、あとは市民が何名だったとか、そういう内訳なんかは出されましたか。どうだったんでしょうか。

町田教育総務課主査 市民が何名というような分けはできておりませんで、あのとき質問されたのは、日野の平山中学校の副校長先生でありました。あとは、他市の小平の教育委員会の事務局の職員が二人、また、渋谷区の教育委員会事務局の職員が一人来ております。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

始まる前に、委員との話の中で話したんですが、この報告を、さっきの説明の中に取り入れていけば、話はやりやすかったと思います。一つの資料として。そういうことも、一つ工夫してみてください。

報告の順番だったら、先ほどこれで終わってますので、それにかえまして、先ほどのところにかえましてというふうにして答えれば、議事録ができ上がっていくわけですから、そういうふうに、ちょっと工夫してみられては。

せっかく、こういうふうに出してるわけだから、アンケートの中、さっき読み上げてくれたけれども、皆さんのところで、行政がどのように支援していくのが課題だと指摘されたんですけども、こういう読み上げてる以上は、それについて自分たちでどう考えているのかっていうのは持つてると思うんですけども、どうなんですか。どういうふうに考えてるんですか、こういうことに。

天野教育総務課長 読み上げた部分、いい部分、それから課題としてももう少し考えるべきだという部分もございます。こういったものについては、市民の方、参加者、関係者の御意見ということで、先ほどもお話に出ましたとおり、課題等という話させていただきました。そういった中で、十分に検証、または考え方の中に活かしていきたいというふうに思っています。トータルでは、そういう考え方でございます。

小田原委員長 私なんかの見解を言えば、地域性が大きく違ったりするので、の「ので」にはならないんですよ。私の考えから言えば。違ってたって、その地域によって、どういうふうにそっちの特性を活かした地域運営学校というのは、当然、できるわけで、何もそんな心配、行政が支援する話ではない。

一番上のところも、僕は、原則的に両立しないのではないのでしょうかというふうに投げかけられているけれども、こういうのは受けとめなきゃいけない話です。我々の施策について、こういうふうに言ってるわけですから。これだって、網掛けにならなきゃいけない部分だと、私、思うんですけども。それについては、私たちはどういうふうに考えるか

という。やっぱり、用意していかなきゃいけない。

私は、このまさしく両立するものだというふうに思います。だからこそ、両立するんだ、地域運営学校だから、学校選択制にぴったりする話にならなきゃいけない。でなかったら、やることはないんです。というふうに思う。そういう姿勢というのは常に持って、我々は施策を進めなきゃいけないんだ。そういうのについて、正面から受けとめてほしい。そういうふうに思います。網掛けするんだったら、そういうこと考えて取り組んでいただきたいと思います。

ということで、よろしいですか。本件については、以上ということで。

続いて、指導室から、御報告お願いいたします。

宇都宮指導室統括指導主事 小中一貫校の開校について、御報告を申し上げます。

表に示しておりますとおり、来年度、4月にみなみ野小・中学校が開校いたします。続けて、22年度に加住小・中学校、23年度に館小・中学校ということで、それぞれ開校してまいりたいと考えております。

それぞれ、実施年度の一年前が実施校ということで、推進してまいりたいというふうに思っております。

なお、今後につきましては、地元、それから文教経済委員会等に順次報告をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長 まず、一点目。小中一貫校の開校について、御質疑、御意見ございます方はどうぞ。

水崎委員 二つ、教えてください。

モデル校が何校かある中で、加住小・中と、一年後に館小・中、あえてこの学校を選んだという理由ですか。距離は離れている学校だと思うんです、この二つとも。それでもあえてここを一貫校としてやっていこうというふうに考えた指導室のお考えを教えてくださいというのが、一つです。

もう一つは、小中一貫教育の基本方針、この中で5ページ目に書いてあるんですけども、小中一貫教育推進委員会を設置して、基本方針に基づいて八王子市立小中一貫校の開設に関する実施方策を策定しますって、なってるんです。開設に関する実施方策っていうのは見たことがないんですけども、当初これをつくるというような計画があったんじゃないかなという記憶はあるんですけど、今はどういう状況になっているのかというのを教えて

いただきたいと思います。

宇都宮指導室統括指導主事 すみません、今の二つ目のもう一度、名称を教えてくださいませんか。

水崎委員 二つ目。ちょっと読みます。

小中一貫校の開校というところで、教育委員会は、小中一貫教育推進委員会を設置し、基本方針に基づいて、八王子市立小中一貫校の開設に関する実施方策を策定しますとなっております。

そして、その実施方策に基づいて、各学校の実施方策を作成しますと。その基になる大きい部分の実施方策がどうなってるかというのを、教えてほしいです。

宇都宮指導室統括指導主事 わかりました。

まず、一つ目の選んだ理由ですが、距離が離れているというお話でしたが、本市の小中一貫校の前提として校舎一体型でありますので、基本的には、校舎一体型を目指しております。

それから、もう一つの理由といたしましては、財政状況をいろいろ考えた上で、一番費用のかからないところということで、考えてまいりました。それが一つ目でございます。

それから、二つ目部分に関しましては、推進委員会で実施方策を作成しということですが、これは表に出しておりません。みなみ野小・中学校がリーフレットをつくりましたけれども、あれとか、それからみなみ野小・中実際の学校運営組織とかつくる上で、学校に提供しております。

以上です。

小田原委員長 僕なんかの理解だと、理由はないんです。理由は特にない。できるところからやっていくというふうに。できるところだろう。あえて、理屈を言えば、一番すぐみなみ野に続いてできるところ。だから、加住だと。

じゃあ、次のところはどこかということ、次のところもできるところだろうと思います。全校が小中一貫教育をやるわけだから、それは規定の方針だから、どこがなるかといったら、いずれ、全部なるわけで、理由は特にありませんと。なんで、早いか遅いかという理由は、特にない。

できにくいところは、どういうふうな条件があるかというのは、また後日。

水崎委員 私なんか単純に、加住中とか、館中は小規模化してますよね、学校が。だから、そういう意味で、小規模化を食いとめる一つの方法もあって、小中一貫校にして、子ども

をふやそうという、来てもらおうという、それも一つなのかなと思ったんです。

もしかそれも、理由の一つであるならば、やはり子どもが通いたくなるような一貫校にしたいと思いますし、保護者も通わせたいくなるような一貫校にしたいと思いますし、費用はかからないとは言われても、行きたくなるような学校にする程度の費用だけはかけていただきたいなというのと、せっかくこの一貫校にして、やっぱり子どもがふえなくて、中学校は両方とも廃校だよというようなことのないように、もちろん、学校の努力とか、いろんなことがあるんだろうと思うんですけど、ぜひそこら辺をお願いしたいなというのと、館小・中は開校が2年後になりますよね。まさかその間に適正配置のそういう対象に、例えば廃校とかそういう対象にはならないで、ちゃんとこの予定どおり開校に向けてやられるんですねということを、ちょっと確認させてもらいたいんですけど。

あと、もう一つ。無理なことかもしれないですけど、保護者にとったら、加住小・中、館小・中となったときに、小学校の自校給食を中学生にも食べさせたいなと思うのが、親ごころかなと思うんです。そこら辺は、どう考えてられるか、教えてほしいんですけど。

宇都宮指導室統括指導主事 まず、一点目の件についてでございますけれども、統廃合に絡むか絡まないかというのは、あくまで小中一貫校を開校する上では、前提条件としては考えておりません。ですので、地元の説明会におきまして、適正配置で統廃合をしなければならぬというような検討結果になれば、これ小中一貫校の開校もあり得ないと、館の場合には。ということも、考えられるだろうということです。

それから、おっしゃったような魅力ある学校にしてもらいたい、やるならというのをいただいたわけですが、これは小中一貫校であろうがなかろうが、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくり、子どもたちが行きたい学校というのは、どこの学校も取り組んでいることであって、その小中一貫校としての基本方針の中に示しているより一層子どもたちに学力の向上を図るといふ、そういう中身とはちょっと違ってくるのかなということです。

それから、三点目の給食につきましては、御案内のとおり、平成23年の4月までは、契約上、中学校給食の方の契約がありますので、そこまではできない。当然、私どもも検討しているところでございます。

以上です。

水崎委員 今の説明で、よくわからなかったんですけど、館の場合、そういう地元との話で、そういう話が出てくればなくなる場合もということなんですか。ちょっとそこら辺が。

小田原委員長 地元じゃなくて、適正配置の方針、教育委員会としての方針が館、館という名前出していいのかどうか知りませんが、館に限らず、統廃合の対象校があれば、小中一貫の話が上ってるところも当然消えるだろうという話。館に限りません。

水崎委員 たまたま、ここに加住と館しか載ってないので、このことを言ったんですけど。ということは、21年度、館の小・中はモデル校になりますけども、モデル校になってもそういうことだってあり得る。

小田原委員長 なってない。

宇都宮指導室統括指導主事 今、モデル。

水崎委員 21年度、来年度モデル校ですよ。

由井学校教育部参事 一番上の項目を見てください。実施校という枠です。

宇都宮指導室統括指導主事 館は来年度、モデル校やります。来年、モデル校。

水崎委員 モデル校ですよ。そして、22年度が実施校ですよ。23年度が開校となるわけですよ。その間に、この話がなくなる場合もあり得るということなんですか。

宇都宮指導室統括指導主事 可能性としては、あるということです。

水崎委員 予定は、未定という、あくまでも。

小田原委員長 モデル校は、モデル校。ここで言ってるから。

海野学校教育部主幹 今、適正配置の話が出ておりますけど、現在推進計画の方を進めているところです。小中一貫校とのかかわりということで、結果としてかかわる部分も出てくるかと思えますけれども、それはそれ、これはこれということで、検討を進めているところであります。

以上です。

小田原委員長 ブレーキにはなるだろうけど、とまるかどうかわからないというやつです。とまらないで、このまま実施校が開校するかもしれないけれども、向こうの方に対するブレーキにはなるだろうということは考えられますよね。

だけど、そんなのはわからないよと。水崎委員、最初に質問した最初の質問の仕方に、僕が答えるとすれば、水崎委員のような考え方で言うならば、廃校です。

水崎委員 廃校。中学校。

小田原委員長 小学校も中学校もいずれも。統廃合を考えて、あるいは小規模校だというふうになるなら、そういう問題校であるならば、そういう学校、小規模校で子どもが集まらないという学校だとするならば、廃校です。私が答えるとすれば。

水崎委員 でも、集まるっていう期待がある、希望があるから。

小田原委員長 そんなために小中一貫校つくとか、違うんですよ、目的が。そんな子ども引きとめるために、小中一貫校あえてやるんだったらそんなのやりません。わざわざ金かけて。

水崎委員 じゃあ、何で。何でやるんだろう。

小田原委員長 目的は、そこに書いてあるでしょう。一貫校、何で進んでるか。小規模校、を食いとめるためになんて目的ありますか。

石川教育長 結果として、そうなる可能性はあるんですよ。

小田原委員長 結果としてあったとしても、そんなののためにやるわけじゃないんだ。

水崎委員 もちろん、それはそうかもしれないですけど。

小田原委員長 そうかもしれないじゃなくて、そうなんです。

水崎委員 実際に、そういうのが起きてるから。

小田原委員長 起きてるなら、つぶしますよ。つぶすべきですよ、そんなのは。そんなの、税金を何のためにかけてるかといったときに、子どもたちのためにかけてるわけでしょ。小規模校をなくすために金かけてるわけじゃないでしょ、学校。

水崎委員 でも……、まあいいですけど。

宇都宮指導室統括指導主事 例えば、加住小・中学校ですけれども、小学校の校舎に、中学生がホームルームをつくるという方向で入るわけです。つまり、多額の費用をかけなくてもできるという、まず、できるところからという話でしたので、そういう状況の学校で、やれるところからやっていこうということで、加住と館を選択したところですよ。

石垣学校教育部長 きょう、この中で、加住小・中それから館小・中が、小中一貫校の開校ということで、報告を出させていただいたという、その意味をぜひ御理解いただきたいと。

そうじゃなければ、違う形の提案になったかなと思いますけど。小中一貫校で、どういう学校づくりをしているのかと、どういう学校づくりをしていこうかということで、きょうは、ここの小中一貫校の開校ということで、報告をさせていただいたので、そういう趣旨は理解をしていただきたいなと思っております。

小田原委員長 そんなのは無理だって。

石垣学校教育部長 ぜひ、そういうことでお願いします。

小田原委員長 なんで、こんな。それは、三点ぞろいで開校を進めていく、開校しますし、

開校を順次進めていきますよという、そういう報告なんです。

ということで、よろしいですか。

水崎委員 例えば、三中と六小なんか、隣なのにと、素人は考えちゃうわけですよ、一般の市民は。それを、あえて加住小・中、館小・中、を選んだのは、子どもが減ってるから、これでふえてくれればいいなと、私なんか、市民としては思っちゃうもんで、そういう質問をさせてもらったんです。でも、それは結果論だと言われれば、それはそれでわかりました。

あと、もう一つ。この開校までのスケジュール。加住小・中は、21年度実施校になりますよね。一年間のスケジュールというのを、また出してもらって、私たちの方にもいただきたいなと思います。

みなみ野小・中のときに、多少、慌てて進めたという部分が正直あったんじゃないかなと思いますので、ぜひ、スケジュールを見せていただきたいと思います。

それとあと、この一貫校開校とは別ですけど、小中一貫教育指導資料というのが20年度につくられたものができていると思うんです。それをこの前お願いしたんですけど、それについて、見せていただきたいなと思いますので、また時間あるときにすみませんが、用意していただきたいと思います。

和田委員 ちょっと教えてもらいたいんですけど、モデル校の指定期間が3校全然違ってますよね。2年、3年、1年と。これは何かあるんですか。これが一点。

もう一つは、仮に館小・中学校の校長先生が大変優秀な先生が来て、次の年から開校しますよと、それはないんですか。

宇都宮指導室統括指導主事 モデル校の指定期間につきましては、ここには2、3、1と出てますけれども、みなみ野小・中については、平成14年から実は小・中連携で研究を進めていた、また、開校当時から校舎が同一敷地だったので、ずっと交流を行ってきたという実績があるので、モデル校としての年数はここに出ているとおりですけども、実はもっと取り組みは深いものがあるということになります。

加住小・中につきましても、これもずっと遡ると、昔は一体だったというようなお話もあり、そして、今の敷地を買って分かれたということもあって、そこら辺の経緯からいうと、かなり実績はあるのかな、地域としてのベースもあるのかなということ。

また、館はちょっと違ったベースなんですけれども。

和田委員 加住、ベースがあって3年かかる。館は。

宇都宮指導室統括指導主事 館は、複雑な状況があるんですが、館ヶ丘の団地の部分と、隣の学区である横山第一小学校と、柵田中学校とのかかわりの中で、連携については館小・中については、常に歩いて5分ぐらいですので、行っているようなところがあるのと、要するに、モデルとしてはやってないんだけど、実際的に交流活動を行っていたというところで、それを具現化していこうという形で、年数的には短くなっております。

和田委員 あと、やる気のある校長先生が来て、1年で開校ですよといったときでも、開校はあり得ない。

宇都宮指導室統括指導主事 館でございますか。

和田委員 館。一応、計画としては載ってないということ。

宇都宮指導室統括指導主事 実施計画の中では、平成22年に2校開校というふうになっています。ここでは、あえて、財政状況等も考えて、1年に1校ずつということで、考えているところでございます。

小田原委員長 うまく逃げた。財政状況は、そんなに財政状況で1校だけのとき、金かかるわけ。かかる。

21、22って、22が入ってないのが、よくわからないんだけど。

宇都宮指導室統括指導主事 23のところですか。

川上委員 23のところ、実施校のモデル校のところ。モデル校、入れてない。この3校については、これがよくわかるんですけど。次は、続けていくわけでしょ。ここには、モデル校として、入るべきじゃないですか。

宇都宮指導室統括指導主事 どこですか。

小田原委員長 右の館小・中学校。

宇都宮指導室統括指導主事 館小・中は、来年度、モデル校になります。その次は実施校になります。ですので、実施校の欄に書いてあります。

小田原委員長 実施校っていうのは、何。

宇都宮指導室統括指導主事 実施校というのは、開校の1年前です。

川上委員 だから、その次の年に実施校というふうにしといて、24年にはない。

宇都宮指導室統括指導主事 23年度までに、その他候補校が多数ございますが、その多数の中から次にやれるところ、つまりみなみ野、加住、館の状況を検証しないと、次、どういところがやりやすい状況なのかというところがありますので、そこまでに2年かけて検討をして、計画案を出していこうというような、そういった見込みでございます。



川上委員 もし、その表に関して言えば、開校予定は24年度だけでも、実施校は23に  
しなきゃいけないんだから、22年までに実施校を決めるということになるんじゃないか  
という疑問は残りますけど。

小田原委員長 斜線じゃないということだな。

川上委員 22年までに、24年以降の開校はある程度決まらないと、実施校としてモデル  
校、実施校になる。

宇都宮指導室統括指導主事 要するに、23年度になるまでにもう開校予定校決めていきま  
すので、ですので、ここで線でいうと、22の線のところまでには、次に23に入る実施  
校に入る学校は決まってるという、そういう表現でございます。

小田原委員長 だから、斜線じゃないんです。

宇都宮指導室統括指導主事 今、決まってないということで、斜線を引いたところござい  
ます。

川上委員 いつ、決定予定とか。

宇都宮指導室統括指導主事 一応、下には書いてあるんですが、了解しました。

石垣学校教育部長 委員長、よろしいですか。

先ほど、経費の問題が出ましたけども、今回の予算の中で、例えば、小中一貫にすると  
学校を一緒にします。そのときにいろんなことをしなきゃいけない。例えば、職員室を一  
緒にするという話が出たときに、例えばの話ですけども、実施設計でやる、実際に工事  
には数千万かかるという見積もりを出しております。そういう中で、なかなか、加住と館と、  
22年度支援するということは、結構厳しいのかなと。教育委員会としては進めたいとい  
う、そんな思惑もありまして。

小田原委員長 金がかからないでできると思ったら、大間違いだということだ。

石垣学校教育部長 金は、かけないようにして、やろうとは思ってます。

小田原委員長 みなみ野をきちんとやるためには、職員室をつくってくださいよ、金かけて。  
そういう希望はあります。すぐには、なかなか難しいでしょうけど。

ということで、一貫校、よろしいですか。

水崎委員 お金がないのはわかるんですけど、極力快適な一貫校になるように。

小田原委員長 快適なっていうのは。

水崎委員 言葉かえます。それなりに、お金かかると思うんですよ、今おっしゃった、トイ  
レから、校舎、施設面もかかると思うんで、ぜひそこら辺は、みなみ野にもかけたと思う

んで、加住小・中、館小・中にも、できるところまではかけていただきたいと思います。

小田原委員長 それはね、金かけないようにして、考えてると思うんです。だから、中学校を小学校に持っていくという話。小学校を中学校にもっていったら、階段全部作りかえなきゃいけないというような話になっちゃうから、大変だということになるんで、そういうふうにはないように考えてくださってるということは、わかる。だから、そういうことで、快適だなんてね。むしろ、子どもたちの機能的な生活を考えたものをつくってほしいということだろう。

ということで、小中一貫校、よろしいですか。

じゃあ、続いて、学校評価の自主指針。

宇都宮指導室統括指導主事 学力調査の方、先にやらせていただいて、よろしいでしょうか。

平成20年度の学力定着度調査結果の分析について、御説明を申し上げます。担当の草刈の方から、御説明申し上げます。

草刈指導室指導主事 では、平成20年度八王子市学力定着度調査の結果について、説明をいたします。

資料の方はよろしいでしょうか。1ページ目になります。調査の目的と実施状況について書かれていますので、そちらをごらんください。

平成20年12月2日、小学校第4学年、第5学年を対象に、国語、算数、意識調査の調査を行いました。

1ページ目の下半分になりますけれども、八王子市の結果、正答率で全国のものと比較しております。白抜きの三角でしるしをつけたところは、正答率上回っているものになっております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、教科に関する調査、国語の結果が載せてあります。全体の傾向、左側、第4学年の傾向、右側、第5学年の傾向を載せてあります。期待正答率を上回っている学校数、第4学年では19校、第5学年では41校ありました。下回った学校のうち、10ポイント以上下回っていた学校が、第4学年で12校、第5学年で3校ありました。その下にグラフを示しました。市全体の分布につきましては、折れ線グラフで示してあります。

正答率の高い学校と、低い学校の分布を棒グラフで示しました。A小学校が正答率が低い学校になっております。B小学校が正答率が高い学校です。

同様に、5年生の方はC小学校が正答率が低い学校、D小学校が正答率が高い学校にな

っています。

どの部分に子どもたちが多く分布しているのかということと、その学校の中で学力定着度の度合の低い児童の層がどこにあるのかというのを示しています。この学力の低い児童への指導を充実させていくということが、今後、各学校の課題になっていきます。

その下が、それぞれの学校のデータが載せてあります。

また、下、ア、イと書きました基礎問題、応用問題に関しましては、これは期待正答率と比較したときの問題別の正答率となっています。期待正答率を下回る問題について、分析して載せてあります。また、3ページ目の右側の下になりますけれども、正答率から見えてくる課題と改善策。国語では、読むことに関して取り上げました。課題については、段落ごとに書かれていることを、正しく押さえながら読む力が身につけていない。そのために、低学年から傾倒的に身につけさせることを課題としました。

その改善策については、 から という中で示してあります。これを、段階的に行っていくことと、書くことと関連づけて指導を行うことを挙げました。

同様に、また、一枚めくっていただきますと、同じような形式で算数について示してあります。

算数につきまして、全体の傾向ですけれども、期待正答率を上回った学校、第4学年では45校ありました。第5学年では、33校。下回った学校のうち、特に10ポイント以上下回った学校が、第4学年で3校、第5学年で2校となっています。

同じ構成になっていますので、一番右側の下になりますけれども、算数の課題としましては、数と計算を挙げました。この課題については、仕組みの理解ということと、習熟の二点を挙げました。このための改善策というのが、矢印以降に書かれていますので、お読みください。

また、もう一枚めくっていただきますと、学習意識調査の結果を載せました。表になっておりまして、数字はそれぞれの評定内で、肯定的な回答をした児童の割合になっています。その中で、評定3、これは学力の定着度が高かった児童ですけれども、その児童と評定1、学力の定着度の低かった児童の回答の差が大きいものを、ピックアップして載せてあります。20ポイント以上の差があるものについて載せてありますので、ごらんください。

第5学年の方が、国語、算数とも、多くの項目が載っています。それぞれの分析について、点線で囲って下に示してありますので、お読みください。

最後のページになります。今後の取り組みというところで、一番上のところ、散布図というものを載せました。これは、児童一人一人が、一つの点となっていて、X軸が国語、Y軸が算数となっていて、正答率に応じて点であらわしてあります。この散らばりぐあいを見えています。

第4学年、全体的に広がってしまっていて、第5学年ですと、右上の方に集中している中、やはり左下、比較的定着の度合いが低いところにも、多くの児童が存在するということ言えます。

指導室としましては、すべての児童・生徒の学力の向上を図っていく、その中でも、特に学力の定着の度合いの低い児童の、中学校ですと生徒の学校、生徒自身やまた学校の学力向上に取り組んでいくのを、今後の取り組みとしていきます。

その具体につきましては、(2)というところで、四つの丸で示してあります。大きな四つの柱につきましては、前回の全国学力学習状況調査のときと変えていません。その下に、具体的な取り組みをそれぞれ示しました。

一つ目ですけれども、平成21年度に学力向上推進委員会を立ち上げまして、そこで八王子市の短期的、中長期的な学力向上策を検討していきます。

また、リーフレットを作成しまして、家庭学習の啓発を図ります。指導室の支援としまして、学力定着度の低い学校を中心にアシスタントティーチャーを配置します。新規に指導室訪問を行い、具体的な指導助言を行っていきます。

各学校では、学校の実態に即した授業改善を行うということ、家庭への働きかけをしていくこと、このことについても、指導室としまして、リーフレットの作成、配布、訪問時の指導、助言等で指導、支援を行っていきます。

以上です。

宇都宮指導室統括指導主事 なお、2月27日の金曜日の日、全校の管理職にお集まりいただきまして、この結果及び分析について、また、今後の取り組みについて、説明をする機会を設けました。その際に、杉並の済美教育研究所の主任分析官の方に講師として来ていただきまして、学校ごとの分析の視点についての御指導を受けていただきました。

以上でございます。

小田原委員長 学力強化についての結果の報告ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

川上委員 国語と算数に関するA、B、C、D、E、F、G、Hですけれども、例えば、これは一つそれぞれの学校があるのかなと、名前は出さないでしょうけども、10ポイント

以上下回ってる学校が片方12校、国語、算数は3校。この3校は、12校の中に入りますか。それから、次の5学年の2校は、算数の2校は、国語の3校に入ってますか。

草刈指導室指導主事 4年生の算数の3校は、国語の12校の中に入っています。5年生の算数の2校も、入っております。重なっています。

小田原委員長 重なってるの。

川上委員 もう一つ、いいですか。

私、あんまり学力のこととか気にしないできたんですけども、ここまでの数字見せられるとちょっとと思うんですが。

平均より上回ってるのが、4年生と5年生で一つしかないという、一項目しかないというところで、なぜここまで平均よりも低いんだろうということは、何かお感じになっていることはありますか。私たち、現場はなかなかあれじゃないので。

草刈指導室指導主事 この示し方も、これは全国との比較で載せたところなんですけども、業者の方で設定してます期待正答率、問題ごとに期待する正答率というのがありまして、その期待正答率と比較しますと、ここまで悪い結果は出ていませんで、例えば、国語ですと、全体を基礎、応用の三項目の中、一つは4年生ですと上回っていますし、算数ですと4年生がすべての項目について期待正答率は上回っている、問題に設定されている、求められているものよりは上回っているという結果は出ているんです。

ただ、この切り取り方なんですけれども、全国と比較すると印象として余りよくない印象を受けるという、ちょっと出し方にも案外ありますので。

小田原委員長 今の答えは、質問に答えてないですけども、では安心していいという話になるわけですか。何で、二つ挙げたの。こういう話じゃなくて。二つしかないという話は、やっぱり低いというふうに見ないといけなから挙げたわけですか。それについて答えて。

川上委員 なぜ、全体的に低いのかというところが、例えば、今、重なってますでしょって質問したのは、ある意味から聞いてるんですけども、全体としてここまで全国平均より低いというのは、何かお感じになるものはありますか。八王子市の中における何か理由があるのでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 やはり、八王子の場合は、この管理職に対する研修会のときにも、全国と、都と、今回の調査をひもづけて分析をしていただいたんです、分析官の方へ。そうすると、明らかに、地域間格差というのがあって、その差が大きいがために平均が全体として下がっているというような、そんな状況がありました。

全体の期待正答率の部分から言うと、全部が高いわけじゃありませんで、今、草刈の方からも説明をしましたけれども、各項目ごとに一項目ぐらいは期待正答率よりは上にいってますけども、問題をつくるときの期待正答率であって、あくまで全国の得点よりも低かったということで、今回の分析にもありましたが、一応、4類型に子どもたちを分けたときに、分析をするとやはり4から3に上げるところが、このグラフの中でも分布を見ていくと、やはり4のところを3に上げていくことを、段々学年が上がれば上がるほど、やっていかないと、学力格差というか、学力の差が進んでいくんだらうな。これは、学校内だけではありませんので、市全体として分析していますので、これが、中1、中2、中3になるとこの集団がどんどん上の方へ上がっていくので、このそれぞれの周辺にいる児童・生徒をどういうふうに上げていくのか、4から3へ上げていくのかというところが、全体としての学力向上につながっていくと、今のところは分析をしております。

小田原委員長 今の説明だと、僕は不十分だと思うんです。例えば、期待正答率、さっき話があったけども、国語の4年で言えば72ポイントだったのが、八王子でできる学校というのは83ぐらい、いってるんですよ。ところで、下の学校というのは、うんと低いわけ。10ポイントぐらい上回ってる学校がある一方で、そうじゃない下回る、20ポイント以上下がっている学校というのがある。

さっき、地域差って言ったけど、地域間格差が広がってる、これ学校の点数出してますから、学校の差が広がると、そう見るべき。地域じゃないと思う。地域で頑張ってる学校、頑張ってるんじゃない、高い学校、正答率のかなり上回っている学校もあるわけです。

ということは、どういうことかということ、そこの学校の指導なり、何なりが問題だろうというふうに考える。そうしたときに、さっき草刈さんが終わりの方で、何々しますってことを言っていたけれど、それだけでもだめなんです。

だから、学校ごとに整備の研究所がいろいろ指導したと言うんだけれども、どういう指導をしているか、それが、皆さんの言っているような個々の具体的のと合ってくるのか。そういうことを、もっと明確に公開すべきだと思う。

宇都宮指導室統括指導主事 実はですね、この中長期的なところというのがありましたけれども、今、委員長がおっしゃったような学校ごとの分析を専門的に行えるようなシステムをつくっていききたいなとは思っているんです。

小田原委員長 システムかな。

宇都宮指導室統括指導主事 要するに、そういうノウハウを、実際に学校ごとのデータを持って回って、実際に学校を見てもらってするような、そこには指導趣旨も、もちろん絡むと思うんですけども、それがあある意味、指導室訪問の意味でもあるのかなというところで、今、それぞれつなげていかないといけないかなというような考え方をしています。

川上委員 先ほどの報告だか何だかわかりませんが、緊張感が高まったと言ったって。緊張感がなくやってたということになってしまうので、報告書って危険ですよっておっしゃったでしょ、委員長も。教員の緊張感が高まりましたとか、出てましたけど、もともと緊張してなきゃいけないものなんですから、ああいうことも、現場の先生たちが、毎日毎日の中で温かさの中にも、厳しく丁寧に指導するんだというところの緊張感は、ずっと持っていてほしいなというふうに思うんです。

それは、学力上げるためじゃありませんので、結果、上がりますから、そういうところを指導していただければとか、私たち、毎日、伺って、その現場わからない。それ、当然してらっしゃると思いますけど、言葉として出ちゃったら、ちょっと大事なことはないかなと思うんです。

石川教育長 どのぐらいの調査校数なんですか。子どもの数。これ今までやってきた全国レベルの学力調査とか、意識調査とかとは違うものやってるんですね。

小田原委員長 4年、5年っていうふうに、経年に変わってる。

石川教育長 今までの業者とは、違う業者でしょ。変えるには、それなりの理由があったわけですよ。この結果から、変えて何がわかったのか。その辺は、分析してないの。

宇都宮指導室統括指導主事 業者を変えて何がわかったかですか。

石川教育長 例えば、こういう平均を出すということは、その調査校が全体に意識の高い都市がやってるとか、そういうことで平均が下がる。わかるんだよ、うちはね。もう一つは、問題そのものを見て、今までのものと比較してどうなのか。そういう分析は、まだしてないの。ただ、結果を出してきたから、こうやってまとめただけじゃあんまり意味がないんだよね。

宇都宮指導室統括指導主事 業者間の分析はしてないです。要するに、今回出てきたデータについての分析してる。

石川教育長 こういうものは、蓄積していくものだろうと思うんだよ。確かに、学年が違うんだけれども、でもやっぱり、変える分にはこっちの方がいいからって、変えたわけだから。

宇都宮指導室統括指導主事 それは、業者の選定基準の問題で、経年のデータについては、やりたいんですけども、5年生の子は経年データが取れるんです。去年、4年でやってるんで、取れるんですけど、もう一つは中1でやってるので、去年の場合。

石川教育長 だから、その経年でやってるのは、もう一方でやってるのが、全国的な母数のものすごく多い調査でしょ。これで、どれくらいあるんだって言うてるの。

小田原委員長 4,957。

石川教育長 これは、本市の数でしょ。

小田原委員長 本市なの、これは。

石川教育長 要するに、文科省がやってるようなのは、ほとんどの子どもたちが参加してるわけですよ。ああいうところだったら、大体平均的な値を示すんだろうと思いますよ、八王子市の場合には、いろんな地域があるから。

小田原委員長 これは、多分、東京都が多いんじゃないかな。大都市が。東京都とか。

石川教育長 そうというのが、わかってて比較してもらわないと、ただ、数字を出されても余り意味がないなと、私は思うんです。

小田原委員長 それは、ちょっと分母の部分ね。

宇都宮指導室統括指導主事 分母7万、ちょっと調べてからにします。

小田原委員長 7万というのは、多いのか、少ないのか、わからないけれど。

宇都宮指導室統括指導主事 少ないです。

小田原委員長 それが大都市圏なのか、首都圏なのか、全国なのか。

宇都宮指導室統括指導主事 委員長、これ、問題が全く同じ問題で7万人やってるわけではないので、要するに、各区市町村が選んで、問題の中身は変えてます。要するに、問題の趣旨は同じなんだけど、中身を変えてやってるので、同じベースでは比較ができないところがあります。

小田原委員長 それは同じでいいとは思うけどね。

川上委員 ポイント低いところが、重なってるというのが気になりますね、国語と算数が。

宇都宮指導室統括指導主事 はい、気になるところでございます。

小田原委員長 国語と算数が、こういうふうだということは、やっぱり学校として考えなきゃいけない。先生の問題だ。ここは、個人の問題じゃない。

学年、4年も、5年も、算数も国語も同じように重なってるというのが、どういうことかというのが。学年も、4年も5年もそうだという事は、大いに考えなきゃいけないと



ということだよ。

本当に個々の問題、それなら、例えば、アシスタントティーチャーを送るじゃだめなんです、それだけでは。もうちょっと、踏み込んで、やっぱりどうするというのを我々としては、もっと明確に出していいと思う。

そうやって、金かけて、人もかける。何でこんなところに金かけなきゃいけないんだっというふうになると思うんです。そうしたときに、やっぱりこの結果、これをしないと世の中は納得しないだろうと思います。そういうつもりで、学校は取り組まなきゃいけませんよということです。言ってること、わかりますか。

宇都宮指導室統括指導主事 わかります。

小田原委員長 ということで、そのほかどうですか。

水崎委員 去年の4年生が、ことし5年生で受けてますよね。同じ子どもたちなんですけど、格差と言うんですか、開きと言うんですか、学年が一つ上がったら、開きは多くなりましたか。あんまり変わらないですか。何か、そういう見えてきたものってありますか。

宇都宮指導室統括指導主事 すみません、御質問の趣旨がよくわからないんですけど。

小田原委員長 要するに、4年と5年とやったの、ことしが初めてでしょ。去年は。

宇都宮指導室統括指導主事 4年と中1。

小田原委員長 4年が5年にいったわけですよ。その5年がやってる、その5年の4年との変化というのはどういうところがわかりましたかという質問です。

宇都宮指導室統括指導主事 傾向としては、先ほども出ましたけども、傾向としてはほとんど同じです。

水崎委員 一年前と同じ。

宇都宮指導室統括指導主事 傾向としては、同じ。どういう類の、例えば、今、読むこととというのがありましたけども、読むことが苦手だということは、共通はしています。

水崎委員 例えば、この分布図の左下のかなり学力が悪い子たちが、幾らか上がってきたとか、そういうことはないですか。

宇都宮指導室統括指導主事 そこにある分布図と、ほとんど同系統です。

水崎委員 ということは、一年間、ほとんどそういう子たちは、力を入れてもらったんだか、もらってもだめだったのか、わからないんですけど。

宇都宮指導室統括指導主事 いや、わからない。その分布図の中で入れかわってるのかもしれないので。それは、ひもづけして、分析をしていないので、今後、それをひもづけし

て分析していく必要があるかなというふうには考えてます。

水崎委員 それは、各校ではわかる。

宇都宮指導室統括指導主事 各校で、突け合わせればわかると思います。

水崎委員 わかりますよね。そこら辺は、各校ではやってもらって、個々に手だてというのはしていく必要があるんじゃないかと思うんですけど。

宇都宮指導室統括指導主事 そうですね。そう思います。

小田原委員長 館に聞けば、5年のC校は、去年もC校でしたか、ということ。4年のC校でしたか。そうですという話になるんですか。

水崎委員 私、調べたら多少違うんじゃないかっていうのがあったので、こういう質問したんですけど。

小田原委員長 それは、この調査だった。多分。

水崎委員 八王子市。

小田原委員長 八王子市。もうちょっと検討して。

宇都宮指導室統括指導主事 重点校であることは、確かです。もうちょっと、分析をさせてください。すみません。

水崎委員 もう一つ。この結果出ますよね、成績の結果。これは、学校から保護者に対して、子どもを通して返すと思うんですけども、そのときに学校は家庭に対して、手だてというんですか、何か取ってるんでしょうか。かなり試験を受けてから、返すまでの期間があると思うんですよね。今回は、どのくらいで返ったんですか。全国学力調査なんかは、結構かかりましたでしょう。

宇都宮指導室統括指導主事 返すまでに、一カ月ぐらいで返してます。その一カ月の間、昨年までは、問題用紙をすぐ提出、回収をしてたんです。

水崎委員 返したあとに、回収。

宇都宮指導室統括指導主事 ですので、テストをやりました。その後、個表が学校に届くまでの間に、問題は残しておいて、授業で適宜活用をして指導をしてくださいというような、そういう形を取って、子どもたちに返すという、そういう段取りを取りました、個表を。

水崎委員 学校の中で、子どもと先生とでやったということですか。家庭に対しての働きかけというのは、面談で使うだとか、何かこうアドバイスを直接親御さんにするとか、そういうことはしてるんでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 それは、各学校によっては個人面談で使ってるところもあるか

もしもありませんけれども、その個表の中には、親御さんへのわかるような指標ですとか、アドバイスというのが書かれていて、できるだけ学校のフィルターがかからないで、ストレートにいくようなという形でやっています。

ただ、各学校がそれを活用して、どのようにするかというのは、お任せをしているところです。御活用くださいという、そういった段階です。

水崎委員 もう一つ。今後の取り組みのところで、指導室が平成21年度から指導室訪問を実施し、授業観察等を通して指導・助言を行いますと、こうなってると思うんです。

これは、先生の指導力を見るのも一つかなと思うんですけれども、個々の子どもさんが、いろんな個性があるお子さんがいると思うんですよ。そういうところも見ていただけということなんですか。

学校を、勉強以外の生活の部分で、課題を抱えているお子さんもいらっしゃると思うんです。そして、この前もちょっとお話ししたけども、例えば、答えはわかるんだけども、解答用紙に書くときに、それがちょっと苦手なんだというそういうお子さんなんかもいますでしょ。そういうような部分についても、指導室としたら、学校回ったときに状況はきちんとならなくていただけないというんじゃないでしょうか。

なかなか忙しく、回られてないというのを聞いたりもするので、どこまで回っていただけるのかなって思うんですけど。

宇都宮指導室統括指導主事 御案内のとおり、八王子、学校数が多ございますので、今のところ、当初の計画では、一年で25校回る予定にしております。

この詳細について、今、お話しする内容ではないと思いますが、授業について全部全学級観察するとともに、つまりそういうことは、全教員の指導についても観察する。つまり、子どもたちも見ますけれども、その子どもたちの実態でどういう指導があるからということと関連づけてやるのが、指導主事の仕事をさせていただきますので、それを今、おっしゃられたような特別支援を要する子、それから課題を持っている子等についても、お話しさせていただくようになってます。

ですので、今よりは、今は、スポット的に行っていますけれども、今後は指導室訪問という形で、必ず4年に一回は行くというような、そういった形になる予定です。

以上です。

小田原委員長 4年に一回というのがよくわからないのですが。

宇都宮指導室統括指導主事 4年に一度、必ず行くということ。

小田原委員長 毎年、必ず行くというように答えないといけない話だと思う。

宇都宮指導室統括指導主事 それは、そうではなくて、定期的に行くものに関しては、指導室相談で4年に一回。そして、行かなければならない学校というのは、今も行ってますので、そういうところには、いつでも全学校回れるような体制は整えています。

小田原委員長 4年に一度という答えはいうべき話じゃない。

石川教育長 これに関しては、4年に一回最低回って指導しましょうと、いうことじゃないの。

小田原委員長 この書き方、もうちょっと工夫しないと。やってないように見えちゃうから。そうじゃなくて、21年度は、何を重点に指導室訪問しますとか、そういうこと。

宇都宮指導室統括指導主事 今まで、指導室訪問やってないんです。今まで、指導室訪問という名称でのものはやっていませんでした。ですので、来年度から。

小田原委員長 じゃあ、何をやってたの。指導室が回ってたのは。

宇都宮指導室統括指導主事 指導主事訪問はしてますが、指導室訪問としてはやってませんでした。

小田原委員長 どこが違うの。

宇都宮指導室統括指導主事 複数で行くか、単体で行くかで。要するに。

小田原委員長 指導室が、えいやって言って、行く。

宇都宮指導室統括指導主事 学校に半日入るんです。そういった形のものを開催します。

水崎委員 半日入る。

宇都宮指導室統括指導主事 半日入る予定です。

水崎委員 複数で。

小田原委員長 それは、何か意味あんの。やっていくことが。じゃあ、緊張感を高めるって何やるの。草刈さんが行くのとは違うって言われるかもしれない。草刈さんに来てほしいって皆思うだろうけど。

宇都宮指導室統括指導主事 詳細につきましては、後ほど御説明申し上げたいと思います。

小田原委員長 水崎委員の質問の、答案指導の必要な子どもについて、指導主事が指導するという話はどうなの。

宇都宮指導室統括指導主事 それは、子どもを指導するのではなくて、そういう子どもを抱えている担任がいる場合に、その担任に指導する。

小田原委員長 指導法について、指導はするけれども、そういう子どもたちを指導するのは、

教員に決まってるの。そこがはっきりしてほしいんだよ。そういう子どもたちを指導できないんだったら、教員辞めてくださいって言いますって言ってほしいわけ。そんな教員が、教室にいるんだったら、僕はそんな教員辞めてくれて言いますよ。僕が親だったら。何をふざけたことやってるんだ。

水崎委員 もちろん、そういうのもあると思うんですけど、障害によっては、本当にそれができないお子さんも中にはいらっしゃるんですよ。だから、それは指導することで、できる場合もあるかもしれないけども、指導してもなかなかそれについては、難しいというのもあるので、じゃあ何をすればいいかという、そこら辺は私専門家じゃないからわからないんですけども、例えば、解答の仕方を別の仕方でもいいようにしてもいいのか。それはいけないのかとか、そこら辺も含めてそういう子どもについてちょっと考えていただきたいなと思います。

小田原委員長 明らかにほかの子どもとは違いますよ、そういうのは。そういうようなことは。

宇都宮指導室統括指導主事 違うと思いますし、そういうことについては、まず、管理職がそういう子どもがいるのであれば、そういう指導方法について管理職の方からするところであって、そのために特別支援センターを置いていたり、いろんなシステムを置いておりますので、今回の学力による指導室訪問というのは、もうちょっと違った視点で行きたいなと思っております。

水崎委員 ただ、私は勉強をどんどんやれって思っていないですけど、成績がすぐれない子っているじゃないですか。平均点で見たときに、その子たちが影響したときには何かできる限りのことはしてやりたいなと思うんです。

それが、するのがだれかというのが、今おっしゃったようなことになると思うんですけども、ぜひ、4年生、5年生でこういう状況ということは、恐らく中学に行ったら、まず、そんなに期待って、正直難しいと思うんです。

そしたら、中学に行ってどうなるかと言ったら、やっぱり向上できないですよ。学校行ったら、勉強についていけなかったらおもしろくないです。不登校になるだとか、非行にはしるだとか、二次障害というところに出てきたりするんです。

だから、やっぱりこれは早くに手だてができるものは、ともかく、してあげたいというのが、私は思うので、それが指導室の仕事なのか、校長の仕事なのか、両方でやるのか、それはあると思いますけど、そこら辺も考えていただきたいなと思います。そこは、私、

さっきもお話の中で、低学力の子に力をとか、書いてありましたけど、本当困ってる子どもたちへ、どう手だて、支援するか、指導するか、そこは私、今の一番とまでは行かないにしても、かなり大きな課題だろうと思うんです。だから、そこはしっかりやってほしいと思います。

小田原委員長 発言の途中で、申しわけないけども、前にもここで話してるんだけども、教育委員5人いて、平均点80点の話が、覚えてる。前にしたことあるでしょ。これは、皆が80点という場合と、それから、私が0点で皆さんが100点という場合も80点、あるわけです。みんなが80点なんて、そんな学校はない。それから、私が0点で、皆さんが100点取るということは、あり得るんです。何を求めるのかということなんです。

期待正答率みたいなことを言ってるけれども、こういう問題の出し方というのは、僕は、間違ってる、前にも言ってたように。学習指導要領でやってる範囲内の4年生なら4年生の到達度というのは100点を求めるわけ。皆が100点取るようにしなきゃいけない。皆が100点取れない、僕が0点のときだってある。怒られる、僕勉強しないし、何もしないから。それについて、専門家の統括が私に指導する。そういう形を取るべきだ。それを、担任の草刈さんが私の面倒を、皆さんの面倒を見るといったら、これはとても無理です。

実は、そういうことを考えるのが指導室、あるいは学校の仕事なんです。それを担任に全部押しつけるようなことをしちゃだめだ。

水崎委員が言ってるのそういう話に聞こえてくるんですよ。

水崎委員 もちろん、担任の先生がやる部分もあるけども。

小田原委員長 私にも、100点取れなんて、そんなの無理は言わないでほしいわけ。

水崎委員 ちょっと、私はそういう言い方をしたのではなくて。

小田原委員長 僕が答案書けないときに、あっち向いて、こっち来て、こっち向いて、ここに丸しろみたいな、指導しろみたいなことも言ってるけども、そんなことをして点数を高めるみたいなこと、だれも考えてないんです。

水崎委員 結局、点数を上げる、もちろん、上げればいいんですけども、上げるためにというんじゃなくて、そういう子どもたちがいる。

小田原委員長 いるのは、事実です。

水崎委員 事実ですよ。

小田原委員長 だから、じゃあどうするのかと言ったときに、それはそれなりの別の指導法

を考えて、学力を上げるとか何とかという話とまた別だということ。

水崎委員 でも、その子たちの学力だって上げるように、上がらないとは決まってないです。  
上がる可能性あるじゃないですか。

小田原委員長 だから、同じに扱うことを考えてはだめだということ。ちょっと時間が押して  
る中こんなこと言って。

宇都宮指導室統括指導主事 先ほど、御説明申し上げたこの辺の周辺にいる児童を分析した  
ときに、全員が例えば特別支援を要する子であったり、それから、学習習慣や生活習慣に  
問題がある子だったり、いろんな子がいるわけなんです。それは、わかっているんですが、  
それぞれの学校が分析をしてやらないと、これだと八王子全体の数値で来てますので、そ  
れぞれの学校ごとに分析をして、それぞれの手だてを各学校で手だてをしていきましょ  
うと、私は提案を申し上げたつもりなんです、それが伝わらなかったみたいで。

水崎委員 伝わらなかったわけでは。

小田原委員長 そういうふうには伝わってないから、こういうふうには時間取るわけです。

宇都宮指導室統括指導主事 もう一つ、申し上げたのが、4年生でこういう分布だけでも、  
5、6、7、8、上の学年に行けば行くほどふえていく。だから、早目に手をつけなきゃ  
いけないねというお話も、私、申し上げたつもりだったんですけども、伝わらなかったみ  
たいで、本当に、申しわけございません。

水崎委員 伝わりましたけど、だから、そのところ結局、今までずっとどのテストやっ  
ても、こういうこと起きてるじゃないですか。

小田原委員長 だから、起きるの当たり前だって。それが前提だ。右上に皆、持っていき  
たい、第1象限に持っていきたいわけでしょ、皆。ところが第1象限に皆持っていきな  
くて、不可能だ。

水崎委員 それは、わかってます。

小田原委員長 だから、そのほかのところはそれなりの指導を、別にしなきゃいけません  
ねと言ってるわけです。私と、皆さん、同じところに閉じ込めて、同じようにやれば、僕が  
100点になんてなりっこないんだから。そういう話をしてるわけだけど、それがわから  
ないんですねと、言われてるわけ。

水崎委員 だから、指導室が訪問を始めるとか、そういったときに、そういうところもきち  
っと見てくださいね、お願いしますねと、私は頼んでるんです。

小田原委員長 それは、やりますよ。

宇都宮指導室統括指導主事 やりますと、申し上げました。

水崎委員 じゃあ、お願いします。

小田原委員長 変なところで、時間取って大変申しわけないですけども、そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、よろしいですか。

続いて、学校評価について、指導室、引き続きお願いします。

由井学校教育部参事 八王子市立学校における学校評価の実施指針について、担当の山下から説明いたします。

山下指導室前任指導主事 平成19年度に学校教育法及び施行規則の改正がございまして、自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられました。このことを受けまして、指導室では学校評価の充実改善に向けて、実施指針を策定しました。平成21年度から、市立学校、小・中学校、全校はこの指針に従って、学校評価を実施いたしますので、報告をさせていただきます。

まず、指針の概要でございますけれども、大きく4点ございます。1点目は、各学校において自己評価を実施し、その結果を地域・保護者に公表するとともに、市教育委員会に報告することといたしました。

2点目として、自己評価の資料となる保護者向け及び児童・生徒向けアンケート調査の実施を義務づけました。

3点目として、保護者向けアンケート調査については、必須項目（共通指標）を示し、その結果を市教育委員会が把握・分析することで、適切な支援に活かせるようにいたしました。

4点目として、学校関係者評価の実施方法でございますが、これは次年度の検討課題としております。ただ、学校評議員から意見聴取をするなど実施に向けた取り組みを、各学校が積極的に行うことといたしました。

実施指針につきましては、冊子の形式となっておりますが、一枚めくっていただきますと目次がございます。これで、全体の構成がわかるかと思えますけど、指針といたしましては、1、2ページの部分、それから19ページまでの間が指針に係る資料となっております。



そのあと20ページ以降に、既に策定をいたしました学校経営計画の実施指針及びその充実のための資料という2種類の内容のものが、この一冊の冊子にまとめられております。

では、順を追って説明をしたいと思います。

1ページ目でございます。前段、1、2番目につきましては先ほど概要でお話をさせていただきましたので、省かせていただきます。

3、自己評価についてでございます。各学校で教職員が取り組み自己評価ですけれども、その内容を規定しております。(1)実施内容は次のとおりとする。基本的に教職員全員が評価に参加する。年度ごとに重点目標を定め、実現に向けた取り組み及び達成状況を評価する。として、具体的な評価項目等は各学校が独自に設定するが、以下の内容を必ず含むようにする。ということで、ア、イ、ウ、エ、オという形で、5点を示させていただきます。保護者向けアンケートを実施し自己評価の資料とする。児童、生徒向けに、教育活動または授業評価アンケートを実施し自己評価の資料とする。自己評価の結果を学校だよりやホームページ等で公表する。自己評価と保護者向けアンケートの結果を学校経営報告とともに指導室に提出する。(2)実施の参考となるよう、学校評価の例示資料を指導室から示す。ということで、示させていただきます。

2ページ目、「共通指標」につきましてでございますが、先ほどお話いたしました保護者アンケートの「共通指標」の設定をしております。そこにありますとおり、各学校は「共通指標」に従って、保護者向けアンケートを実施をするのですが、内容後半にもございますけれども、質問項目は共通指標の文言を使うことを基本とするが、学校の事情によっては独自の文言を用いることも可となっております。ただしその場合でも、評価段階については、共通指標どおりの4段階を用いるというふうになっておりまして、具体的な共通指標につきましては3ページ、書き方が横になっておりますけれども、そこに示されているものが保護者向けアンケート本紙の共通指標というものでございます。

5の実施時期につきまして、21年度から全校で指針に沿った学校評価を実施をします。しかし、2番目、本年度ですが本年度はこれまでどおり、各学校で既に行われている学校評価について、その結果の公表と市教育委員会への報告を行うとしております。

6番目、今後の課題といたしまして、昨年度策定しました学校経営計画と学校評価を連動させていくということがございます。これにつきましては、これから検討をまいりたいと思っております。

7番目、学校経営計画の完全実施に向けてということで、この冊子の後半にあります資

料等を再度示したということでございます。

8番の管理運営規則の改正は、前段で議案としてありました。

9番目として、今後の検討事項を示させていただきました。

その他の、全体につきましては、構成を説明させていただきます。4ページにつきましては、3ページにございました共通指標によるアンケートの、各学校で取り組み際の用紙例を示させていただいております。

5ページ、6ページ、7ページにつきましては、学校評価のあり方、それから、本市としての考え方の基本的な例、それから、学校経営計画と連動したあり方等を、校長先生方向けの参考資料として載せたものでございます。

それから、8ページから11ページまでは、市内のA中学校の、地域運営学校のうちの1校でございますけれども、実際に学校評価を行う際に本年度用いた手法を、概要を例として示させていただきました。

それから12ページから17ページにつきましては、これは市立B中学校、同じく地域運営学校でございますけれども、これは12ページから14ページが学校経営計画の項目です。実際、もうちょっと細かい内容があるんですが、項目が示されております。それに対しまして、15ページからの学校評価（案）では、経営計画に基づいた学校評価を行う視点や実際のアンケートの評価項目等を例示をしたものでございます。

それから、18、19ページにつきましては、市立C小学校、これも同じく地域運営学校でございますけれども、小学校において新しく児童向けのアンケートの導入、それから保護者・教職員向けのアンケートを共通して行うということで、作成した例でございます。18ページの左に、丸数字が縦に、一番左側の列、示されているかと思いますが、これが前段3ページに出てきました共通指標ということで、この学校の場合は、文言をそのまま10項目同じものを使うのではなくて、これはここでこれまで取り組んできた中で、共通した内容を聞いているという項目で、1から10まで共通指標の内容をここに含んで、評価アンケートを行ったということで、その例として示させていただいております。

それから、20ページ以降は、学校経営計画に関するものでございます。20ページは再掲、昨年度19年11月に示させていただいた学校経営計画の作成指針ということです。本年度試行として、各学校の校長先生方から、多くの学校から学校経営計画を挙げていただいておりますが、課題もさまざまあるということで、その課題に対する資料ということで、21ページ、22ページ、計画に対する課題それから今後作成のためのチェック項目等を

示させていただいております。

同時に23ページから25ページにかけては、学校経営計画の中で、具体的な目標や期待される効果等を示す上の作例を載せさせていただいております。

なお、最初にお話させていただきましたが、この学校経営計画、学校評価、今後、次年度の中で学校評価検討委員会を小・中学校校長先生方の委員として、立ち上げさせていただいて、伝導を図るということが一点予定されております。

それから、もう一点は、学校関係者評価について、保護者それから学校評議員を使った評価委員会等の設置について、次年度の中で検討していくということになっております。

説明は異常でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。どうぞ。

水崎委員 共通指標でもいいんですけど、例えば、特別支援教育についてなんかはどこかに入るんですか。それは、特に入れる必要はないんですか。

山下指導室前任指導主事 項目としては、特別支援という項目では立てていないのですが、例えば、当然、そこに通われている、関係されているお子さん、あるいはその保護者の意見として事業の評価ですとか、生活指導、いじめに対応ということで、別に隔てなく情報を取るという意味で項目としては立てております。

小田原委員長 ほかに。

この間の話が活かされた形で修正はされてませんけども、それはどうなったんですか。

全く、前回と同じですよ。

山下指導室前任指導主事 これにつきましては、これから実際、学校の方に、実際この形で一度、報告ということになるので、お示しをしている部分がございますので、再度つめさせていただきます。報告事項として、例えば、自由意見欄を設けて。

小田原委員長 自由意見欄を設けるといのがありましたよね。

山下指導室前任指導主事 それから、例えば、学級ごとの、この例では4ページの例で、学年のみを書いて保護者アンケート出すんですが、これについても、例えば学級を組んだ形で、学級までわかる形で書く。先生方の授業の評価ということが、はっきりわかるようにというようなことを取りまとめて、校長会に示したい。

小田原委員長 もう一点ありましたよ。もう一点、月日までに、担任へ御提出くださ

いというのに対しては、匿名性を担保するというで。

山下指導室前任指導主事 封筒等に。

小田原委員長 封筒に入れて。

山下指導室指導主事 そういうあたりを取りまとめて。

小田原委員長 それを入れなかったのは、何かあるのか。また、どこかで押し戻されたとか何という話ですか。

由井学校教育部参事 そういうわけではありません。これから、説明の際に。

小田原委員長 説明の際じゃなくて、示すならばそれを入れた形でやってほしいわけ。示すならば。これも単に何百部つくったという話。

山下指導室前任指導主事 並行して配布をいたしました。すみません。これにつきましては。

小田原委員長 そういう意見が出たときに、それが変わってないとするならば、それはやりたくない話として受けとめたんだけども。それだったら、また、閣議決定の話に持ち出さなきゃならなくなるでしょう。

由井学校教育部参事 やりたくない、というわけではございません。

小田原委員長 なんで、入れなかったの。

山下指導室前任指導主事 これにつきましては、既に作成準備をして、校長会等に御説明をしているところでございますので、この冊子として作成をしてしまっていたということでございました。

川上委員 これは前回いただいたのと、全然変わってないですか。

山下指導室前任指導主事 変わっていません。

小田原委員長 それは、配ってしまっているとしても、そういうことについて、こういうふうにやりますということを何で言えないのかというのがあります。やらないということだったら、これは非公式なんだけれども、八王子では画期的なことをやろうとしていますよという、極めて当然のことをやろうとしていますよという話をしたら、そういう話をお伺いしたいという話もあるんです、皆さんから。だから、そういうのに反する話になるんです。訂正しなきゃいけない。

由井学校教育部参事 先ほど、担当から申し上げたように、準備をしていたということですので、今後、修正して配布して説明して、実施していきたいと思っております。

小田原委員長 これ、それぞれところに、3ページ、4ページ、それからあとのC小学校の話があるけれども、そのところに、C小学校の例というのは、これはC小の話だけれど

も、ここのところに赤なり、青なりでこういうところがまだ欠けてますよというのを入れることですよ。3ページだったら、自由記入欄が必要である。4ページだったら、何年何組、学年学級を御記入くださいというその部分です。その4ページの下のところ、封筒に入れて密封してとか、そういう、これ担任に出すのか校長に出すのか、これまたお任せしますけども、その匿名性の担保ということについても配慮する、そういうことをきちんと示してほしいわけです。

由井学校教育部参事 今、おっしゃったようにやりたいと思いますし、匿名性の担保については、組織が校長会とも話し合いながら、小学校の場合、副校長のところの前に席を、副校長がわかるように、大きな箱を用意しておいて、そこに入れるとか。いろんな取り組みがありますので、その辺もちょっと連絡しながら、相談しながら匿名性を担保できるようにしたいと思います。

水崎委員 自由記述欄を設けると、それはそれでいいと思うんですけど、ちょっと参考になるかどうか、私、保護者の立場でお話しますと、答えにくい項目の場合は、比較的自由記述欄に具体的に書いてしまうという傾向もあるんです。もちろん、個人差もあるかもしれませんが、割合と質問各項で、これはあくまでも例だと思うんです。各校でいろいろやっていくんだと思うんですけど、答えやすい文章で質問を出してもらおうと、むだな自由記述はしなくなるだろうなと思います。

小田原委員長 例えば、どういうところですか。

水崎委員 例えば、4番とします。「分かりやすい授業が行われている（小学校のみ）」担任はわかりやすいけれど、専科はわかりにくいとか。そういうのがあると。そしたら、自由記述に書いちゃうわけですが、保護者は、「わからない」に丸をしといて。

あとは、5番だったら「学校の子供の取り組みに対する評価は適切・公平である」というのは、子どもの取り組みって何だろうなと思ってしまう。具体的に書ければ、こういうものについてはどうでしょうと言ったら、比較的番号に丸できるかなと思うんです。

それと、7番のところ、「学校は子供の生活に関する」と。これは、例えば、あいさつとか、そういうことでいいんでしょうか。これも、もしかしたら疑問に思う人もいるかな。

あと、9番「学校は学習環境の整備や清掃活動に取り組んでいる」清掃活動というのは、学校がやってる清掃活動なのか、子どもたちが取り組む掃除なのか、それもこの文章だけだとわかりにくいかなと思いました。

あと、10番も「学校は保護者に対して適切に情報を提供している」これは学校だより

のことなのか、不審者情報のことなのか。学校が出しているのか、担任がやってくれているのか。そういうところで焦点がぼれなくて、私だったら具体的に自由記述欄に書きちゃうかなとそういう感じがしました。これは、個人的な感想ですけど。

山下指導室前任指導主事 この項目は、実は、かなり地域運営学校の校長先生方と相談をされたんですが、いろんな御意見をいただきまして、その中で今のような御意見も含めて、さまざまな提案がございまして、方向としては一つに共通の指標で見るのは無理ではないかというようなこともある中で、ある意味全体としての妥協点として、この案を示したということなので、それぞれ細かいところで、今、おっしゃった具体的なことを聞きたいというふうになると、スタンダードとして外れているという部分があって、苦しい部分もあったんですが、今回はこの形でまず、全校の動向を知ろうと、これがすなわち、この評価のよし悪しが学校のよし悪しということではなくて、その指標の中で取っていくことで、全体の傾向を把握をしたいというのが第一でございます。このあたりは、御理解いただければと思います。

由井学校教育部参事 あと、わかりにくければ、指標のゼロの「わからない」が、非常に多くなる。

小田原委員長 ゼロがつくのは、質問が悪いわけです。

だから、4番は二つに分けたらいいんだよね。4の1、4の2に分ければいいでしょ。5のところは、子どもの何々など、というのを入れればいいんじゃない、二つぐらい。極端な、あれとこれ、こっちとこっち、違うもの。何だかわからないんだけど、何の取り組みだかわからない。

それから、7のところは、「学校における」だろうな。学校における子どもの何とかなどの生活が、あるいは、生活習慣、何だろう。何かこのところ、言葉入れたいんだけど。

9は、学校独自のということ。

水崎委員 清掃活動。業者が来てやってるところもありますよね。

小田原委員長 これ、何のこと言ってるんだろう。整備は、学校の整備で、窓ガラスが割れたところはないとか。

由井学校教育部参事 学校がきれいかということですね。整備もちゃんとしてるか。

小田原委員長 そういうふうに、むしろわかるように。

由井学校教育部参事 清掃活動は、子どももそうですし、業者もそうですけど、綺麗な状況なのか、清掃活動に取り組んで綺麗な状況なのかということだと思います。

小田原委員長 じゃあ、子どもの危険がないように整備したり、綺麗に保つように努力しているかとか、そういうような言い方なんだろう。わかる言い方でしてやるということですよ。ちょっと、そこは工夫してほしい。答えやすい形、ゼロにしないような形。

これに含まれなかったらどうするんだというのと、どうぞ書いてくださいと。そういう言い方じゃないの。

由井学校教育部参事 これは、共通指標という形で、これ以外に学校が独自にやっているのがたくさんあると思うんです。それにこれを盛り込んでくださいという話なんです。これについては、すべての学校の情報が我々に入ってくるということなんです。

今、おっしゃってたような細かいことに関しては、各学校、今まで取り組んだ分が入ってるんです、実際問題。というところなんで、かぶらないように標準化したものだから、割と具体性の少ないものになっている。

小田原委員長 だから、わからなくなってる。

由井学校教育部参事 そういうことなんです。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

川上委員 字が間違ってるの、赤いのつけてお渡しします。本物を見るためとか、文化庁の何とか、学校公演での、こっちのこの公演書くんですか。いろんな公演もあるでしょうから、カルメンだったら公演はこっちなのかな。

それから、その文章の下、文字が重なってるのがあったりとか、一番最後おかしいなと思ったのは、依頼、頼むというのが、両方重なって書いてあったりとか。もし、これで出すんだったらそういうところも訂正がありますと言って出せば、間違いは仕方ないかもしれないですけど。

ちょっと質問、いいですか。標準服って何ですか。小学生の。標準服って書いてあるじゃない。

由井学校教育部参事 中学校で言えば、学生服が。

川上委員 それは、制服でしょ。

由井学校教育部参事 いや。標準服って言うんです。

川上委員 中学校はそう言うんですか。わかりました。

小田原委員長 制服と言いたいところだけど、制服と言うともろもろの議論が出てくるので、標準服という言葉でごまかしているんです。ごまかしたなんて、怒られちゃうな。

川上委員 もう一つ、質問で、13ページのStep 1というところで、B中学校と書いて

ありますけど、一番下のくくりですけど、「保護者や地域に公表できる社会に通じる学校の対応」って、ここ全部読んでいくと何かわからない。どこかで、途切れるんでしょうか。  
山下指導室前任指導主事 基本的には、御提供いただいたものをスタンダードになれるように、問題のあるところというのは失礼ですけど、全体の普遍的な部分に直したというところがございますので。

小田原委員長 直してるの。B中学校の例じゃなくて、基本的な……。

山下指導室前任指導主事 ものなんですが、具体的な固有名詞等の部分について、若干の修正を。基本的には、そのままです。

川上委員 その次のStep 2もそうですけど、「上級学校と中学校は同じ学校である認識を」と連携して。これ、中学校なので、上級学校と中学校は同じ学校であるというのは、ちょっと意味不明だと、私には。あと、少しチェックしたのでごらんください。

山下指導室前任指導主事 ありがとうございます。

小田原委員長 これは、既に配ったと言ってたけれど、そういう質問は校長の方からなかったですか。遠慮しているのかもしれませんがね。

そのほかいかがですか。

和田委員 今のところの12ページ、13ページのところ、ちょっと御説明いただきたいんですけども、一つは先ほど委員長の方から発言があったように、学校の経営方針と学校の経営計画とそれから教育課程、すみ分けはわかるんですけども、やはりこの12ページ、13ページあたりを見ると、かなり教育課程の中に踏み込んでいる内容などが含まれていて、何か同じこと二回書くのかなというような印象があるんです。

それは置いといて、Stepの1、2、3というのはこれは、左側の4番のところでは、学校経営方針の年度の重点としてStep 1、Step 2、Step 3となってますよね。今度、右側の学校経営計画というのは、このStepというのは、例えば、小・中一貫教育のStepというのは、これも年度でやるということの内容なんですか。それとも、進捗状況のレベルを示したものになっているんでしょうか。どういう関係になっているんでしょうか。左側のStepと右側のStep。

13ページあたりの内容のStepと、左側の学校経営方針のStepというのは、年度が入ってますよね。右は入ってないですよ。これは同じ意味なんですか、それとも。

石川教育長 これは内容のStep。

和田委員 内容のStepなんですか。



小田原委員長 年度を追ってるようにも見えるんだ。

和田委員 何かちょっとわからないというか、例えば、学習指導なんかのところでは教科見て、Step三つになってますよね。Step 1とStep 2というのは、これは段階を追うものというふうに考えてるんですか。一年目は授業を受けさせよう、二年目は基礎基本の確実な習得をさせよう、そういうふうになっていくでしょ。

だから、そういうふうになってきたときに、ちょっと一つの学校の例なんだろうから、あれなんですけれども、本当にそういうStepがこういうふうに区切って、示されるものなのかという。計画ですから、左側のように経営方針が年度を追って、ある程度示されてくるというのはわからないわけではないのだけれども、右側の学校経営計画がこういう一つの内容、各項目ごとにこういうStepになってるのかということと、必要なのかということ、その中身の整合性が何かちょっと混在してるような気がするし、生活指導なんかのところもまさにそうだと思うんだけど、いろんなものがあって、順番性も特にないにもかかわらず、Step 1、2、3と呼んでいること自体に、意味があるのかなというところがちょっと。

小田原委員長 それを見ると、Step 1、Step 2、連動するんですよ。

川上委員 連動しますけど、時間の上じゃないですよ。これができたらこれということの連動はあるかもしれないですけど。

小田原委員長 いやあ、連動でしょう。だから、経営計画になってるんじゃないですか。でなかったら、こういう経営計画の示し方しないと思う。

山下指導室前任指導主事 経営計画については、先ほどお話をさせていただいたとおり、実は、昨年度これとは別の冊子で、先ほどつけさせていただいて、今回の経営計画は校長先生に、ある意味、書き方の例として、経営計画と学校評価を連動させたらどうだろうかということで、校長先生の方も少しあたりを意識されて示す例としてつくられたという部分があって、本来であればもう少し違った形が出るべきものであったかなという、あくまでも、比較がわかりやすいように、意識してつくっていただいた部分もあるので、逆に言うと、そのあたり整合性ということで言うと、学校経営計画の見本としてどうかというところが課題もあると思います。

和田委員 自分の学校が例えばStep 2にあるとすれば、そこをスタートにすればいいということですか。

川上委員 これは個々に出したら。

小田原委員長 保護者についての連携を見ると、連動してます。これは。

水崎委員 学校の特徴も出てるんじゃないですか。

小田原委員長 例として、いいか悪いかと言ったら、余りよい例じゃ。中身としては。中身としては、形としては、これで我慢するというのがあるのかな。

学校経営方針とか、学校経営計画というのがよくわからない、こうなると。

由井学校教育部参事 この例はそういう感じ、そうなってしまってます。

小田原委員長 さっきの由井さんの説明だと、学校経営方針というのは理念的なものを示して、一年度、今年度だけの部分でいいわけでしょ。何々を1、2、3なんて書かなくて。学校経営計画が3年分をこういうふうに、むしろ分けてやるべきだと思うな。もうちょっと内容を、違う形にして。

由井学校教育部参事 ステップを踏んでやる、年度ごとに分けてやるということは、学校の方は理解して、自分の学校の今の生活指導等の状況を把握して、こういうふう書いてきたんだと思うので、確かにそうだろうな、当てはまる部分もありますから。それは、教員が目指すものとして、すぐ示せるというところで、Step 1 どんどん示していったかえていったんだと思うんです。

水崎委員 これは、この学校に対して見本をつくってくださいと頼んだんですか。例で随分けなされてますけど、ほかにもっといいのを載せるとかなかったんですか。

山下指導室前任指導主事 この指針を作成をするに当たって、今回、地域運営学校7校ございまして、その先生方に御協力をいただいたという中で、その中でこちら、学校の方から経営計画と評価を合わせた形をつくってみるということでお話がありましたので、それを基に載せさせていただいたということです。

由井学校教育部参事 この学校は、学校を確実に変えていくためにこういう計画でやっていったということで、すごく数値が入ったり、計画がきれいにできていても、教員に通じなければ難しい部分もあるわけで、そういう意味ではこの学校というのは、努力してこういうものを示して、ただの方針だけでなく、示してきたということは非常に評価できると思うところだろうなと思います。

石川教育長 少なくともこういう作成指針を出すというというのは、これに沿ったものを大前提としないと余り意味がないから。

小田原委員長 模範的なものを示さないといけないだろうな。こういう例があるというんじゃない。

由井学校教育部参事 その前に去年示したのがあるでしょ。

山下指導室前任指導主事 そうですね。

小田原委員長 都立高校はもっと進んでるから、都立高校の例を準用する形に考えてみたら。

石川教育長 私の書いたのを皆さんに配った。私はあれ平成11年か12年に書いたわけだから、それで、今もほとんど同じように使われてますよ。

小田原委員長 そういうのを使った方がいいと思う。あれは、スパイラルでいく形になっているので、年次計画になってるはずだから。

山下指導室前任指導主事 20ページの指針の下の5は実は、前回の検討委員会の中で、特に都立高校のものを基につくっておりますの、基本的には同じパターンだと思います。ただ、実際には指名された中では、校長先生方、それぞれ独自に検討されて、さまざまなパターンというか、あるいは数値をどう入れるかというものが、さまざまなパターンが出てきたということです。系統の中ですと、都立学校の学校経営計画というのを十分参考にさせていただきました。

石川教育長 都立高校のホームページに皆、載ってる。

小田原委員長 そこで、完成版をつくって、もう一回出すということはどうですか。

ということで、いかがですか。

特にないようでしたら。

水崎委員 すみません。21年度にやる分と、21年度中に検討する内容とあると思うんですけど、これ21年度中に検討して、また指針は変わってくるんですか。それは変わらない、これ自体は。これですつといく。

山下指導室前任指導主事 今、御指摘いただいたものが直った形のものが、この後、再度示させていただいて、今年度の中では、基本的にはこれに従いますけれども、次年度、当然、学校経営計画との連動とか、関係者評価のものが加わってきますので、これに加わった形のものが、当然、来年度の後半には出るというものでございます。

小田原委員長 これがそうすると、7月配布済みのものがこれ、2月になってるけど。

山下指導室前任指導主事 7月配布済みと書いてある分には、実は、去年作成したものを再度、7月再配布をしております。

小田原委員長 そういうことで、よろしゅうございますか。ほかに何か。

特にないようございますので、学校評価については以上ということで、終わりたいと思います。

そのほかには、学事課からございますか。

野村学事課長 インフルエンザ様疾患に関する臨時休業の措置状況を御報告します。報告は、保健担当主査の山本からです。

山本学事課主査 学事課、山本です。

インフルエンザ様疾患の臨時休業の状況ということで、御報告させていただきます。資料最後のところになります。

こちら資料ごらんください。こちらの表は、昨日、3月3日現在で臨時休業を行っている学校の一覧ということで、3月4日本日休業の措置を取ってる学校の一覧ということになります。

こちら、めくっていただきまして、3ページ目に合計欄がありまして、現在19校37クラスが、閉鎖等、臨時休業の措置を取っているという状況です。

最後のページになります。先週報告した段階で、先週末は少し、終息に向かっていたんですが、週が明けまして今週の月曜日またふえております。大きな月曜日の山がまだ続いております。

1月の山に関しましては、保健所や学校の情報なんですけど、A型が流行っていましたが、ここでB型が流行っているという状況で、多分、今回の山に関しましてはB型が多いという状況であります。

本日の閉鎖はゼロなんですけど、まだ、油断を許さない状況であると言えます。以上でございます。

小田原委員長 学事課からの報告は以上です。

何か、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別にご覧いませんか。

終息すると思ったら、終息しないんですね。

野村学事課長 確かに、熱というのが治まって、せきとか鼻水というのが目立ってきたので、かなり型が変わったのかなと、それでもわかるんですけど。

水崎委員 学校回ったときに、やっぱり今はB型だと先生方おっしゃってました。

小田原委員長 南の方はないですか。南というのは、こっちの方。こっちの方が北の方が。

山本学事課主査 南の方ですか。かなり地域的には、それほど集中はしてなくて、それぞれの地域ですね。ニュータウンの方もあります。愛宕であるとか。

小田原委員長 愛宕、宮上。

山本学事課主査 松が谷も。

小田原委員長 わかりました。

じゃあ、よろしいですか。学事課からの報告は以上です。

予定された協議、報告は以上ですけれども、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ないようであります。

皆さんの方で、何か。

ないようでございますので、これで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退席願います。

再開は、15分ということによろしいですか。

【午後6時02分閉会】